

Title	日米「同盟」言説の出現： 日米防衛協力のための指針の影響、一九七五 - 一九八二年
Sub Title	The emergence of the U.S.-Japan "Alliance" discourse : the effect of the guidelines for Japan-U.S. defense cooperation, 1975-1982
Author	富田, 佳那(Tomida, Kana)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2019
Jtitle	慶應義塾大学大学院法学研究科論文集 (Proceedings of Keio University Graduate School of Law Studies in Law and Politics). No.59 (2019.) ,p.101- 153
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069591-00000059-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日米「同盟」言説の出現

——日米防衛協力のための指針の影響、一九七五—一九八二年——

富田佳那

はじめに

一 本研究の分析視角

(一) 先行研究の批判的検討

(二) 「同盟」言説出現の要因——日米防衛協力のための指針

(三) 日米防衛協力のための指針が与えた影響

——「同盟」の定義から

二 日米防衛協力の量的・質的拡大

(一) 一九七八年以前の日米防衛協力の実態

(二) 日米防衛協力のための指針の策定

(三) 共同演習および共同訓練の拡大

(四) 共同作戦計画研究の開始

(五) 「同盟」言説の出現に与えた影響

三 「同盟」意識の拡散

(一) 実務レベルにおける拡散

(二) 政治レベルへの拡散

(三) 「同盟」言説の出現に与えた影響

おわりに

はじめに

日米関係の前提を「日米同盟」とする認識は、今日の両国間のみならず国際社会の中で一般的になっている。しかしながら、日米関係が第二次世界大戦の終戦当初から「同盟」関係でなかったこともまた、周知の事実である。

そもそも、一九四九年三月三日に行われたロンドンのデイリー・メール紙の重役プライス（George Price）との会話の中で、連合国軍最高司令官であったマッカーサー（Douglas MacArthur）は、「米国は断じて日本を同盟国として利用する考えはない。米国が日本に望むことは中立を維持することだけである」と発言している¹⁾。このマッカーサーの発言が示すように、終戦当初の米軍は日本を「同盟」国として位置づけることはおろか、そのような未来像すらも描いていなかったのである。

他方、日本の戦後政治においても終戦当初から米国に依存する外交が行われてきたわけではない。むしろ、戦後統治の時代を含めていかに米国から「自律（自主）」するかを試みてきたと言えるであろう。その結果、日本国憲法を前提にして、安全保障の大部分を米国に担ってもらうことで経済発展を最優先課題とする吉田ドクトリンで外交路線が固まって以降も、「対米自主」が政治の場における中心的議論となってきた。

このように、一九四五年以降の日米間における外交や防衛協力の歴史を振り返ると、日米「同盟」が政治や国民レベルで当然のことにように受け入れられるまでには紆余曲折があった。また、日米両国が双方を「同盟」国とみなすだけでなく、実質的な防衛協力関係を構築するにも多くの障壁が存在していたのである。

日米「同盟」言説の出現に着目すると、言説はいくつかの段階を経て出現したことが明らかにされる。日本の政治指導者による初となる「同盟」言説の出現は、一九七九年五月二日の大平正芳によってもたらされた。四月三〇日から

目下の懸念事項であった経済・貿易問題の解決を目指してカーター (Jimmy Carter) 大統領との首脳会談のために米
国を訪れた大平は、五月二日のホワイトハウスにおける歓迎式の答辞において以下のようなスピーチを行った。「わ
れわれにとつてかけがえのない友邦であり、『同盟国』であるアメリカ合衆国との緊密で実り豊かなパートナーシッ
プを通じて日米両国は、遂行すべき重大な任務を共有しております⁽²⁾」。これが日本の政治指導者による公式の場での
初となる日米「同盟」への言及であった。

また、公式の場での「同盟」発言は大平が初出ではあるが、この二年前の一九七七年に福田赳夫首相が訪米した際、
ナショナル・プレス・クラブにおけるスピーチの演説文でも日米関係を「同盟」という表現で示している。この演説
文中においては、日本が軍事大国とはならないこと、そして日米安保体制の存続なくして日本の非核は成立しないこ
とを指摘し、同時に、「この同盟関係は、日米の双方にとつて、その基本的な利益に資するものであると信じる」と
している⁽³⁾。

これら二つの発言が日本国内において問題とならなかったのは、いずれも口頭ベースでの言及であったというのが
一因として考えられる。その意味において、一九八一年五月八日の鈴木善幸首相とレーガン (Ronald Reagan) 米大統
領の首脳会談後に発表された共同声明における「同盟」言説の出現が、日本国内で大きな波紋と議論を呼んだのは想
像に難くないであろう。この共同声明では、以下のように日米の「同盟」関係に言及されている⁽⁴⁾。

鈴木善幸総理大臣とレーガン大統領は、五月七日及び八日の両日ワシントンにおいて会談し、現下の国際情勢及
び日米関係につき包括的かつ充実した検討を行った。両者は、世界の平和と繁栄を目指し、緊密に協力していく
ことを約束した。総理大臣と大統領は、日米両国間の『同盟関係』は、民主主義及び自由という両国が共有する
価値の上に築かれていることを認め、両国間の連帯、友好及び相互信頼を再確認した。

これら一連の「同盟」言説は、戦後の日米関係の始まりとなった「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約（以下、旧安保条約）」から約三〇年、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（以下、新安保条約）」から約二〇年という年月を経ての出現であった。

戦後における日米関係の始まりが、今日において一般的な認識である日米「同盟」でなかったとするならば、日米の関係はどのような要因と歴史的経緯によって「同盟」となったのであろうか。本研究においては、日米「同盟」言説の出現に着目することで、この問いについて考察してみたい。

「同盟」言説に着目すると、前述のように一九七九年の小平、そして一九八一年の鈴木・レーガン首脳会談における共同声明など、一九七九年を境にして言説は出現する。なぜ一九七九年以降の日米関係において「同盟」言説が出現したのか、またそれはどのような形で出現に至ったのかという点を本研究の問いとして、分析を行っていく。

この問いに対して、本研究では一九七八年に成立した「日米防衛協力のための指針（以下、ガイドライン）」の影響を受けていることを明らかにする。ガイドラインによって、日米の防衛協力関係は量的・質的拡大を遂げ、「同盟」と呼ぶに相応な程度に相互性が高まった。さらに、ガイドライン策定の過程を通して、実務レベルでは「同盟」意識が拡散され、成立を通して政治レベルへとその意識が拡散されていった。このようなガイドラインによる日米防衛協力の量的・質的拡大と「同盟」意識の拡散の結果、「同盟」言説が出現したというのが本研究の主張である。

本研究では日本側の「同盟」言説の出現に着目するため、日本側の資料を中心に分析を進める。第二章のガイドラインの実施に関しては、機密性が高く開示されていない資料も多いため、当該時期を含めた報道や当時の関係者のオーラル・ヒストリーを中心に検証を進める。第三章の「同盟」意識の拡散に関しては、ガイドライン策定過程から「同盟」言説出現に至るまでの期間における関係者のオーラル・ヒストリーを使用する。政治レベルへの拡散の分析においては、報道資料ならびに政治指導者等のメモやノート、関係者の回顧録等も使用する。

本研究は、あくまでも言説の出現に焦点を当てる。しかしながら、この「同盟」言説の出現によって、経済や貿易問題という火種を抱える両国の関係を明確に規定し、相互信頼を醸成したという面を考慮すれば、「ただの言説の出現」であったと過小評価すべきではないであろう。

また、この時期における言説の出現以降、日米の関係は確かに「同盟」以外で定義し難い関係へとさらなる深化を遂げ、日米「同盟」という言説も広く一般的なものとして受け入れられていった。⁽⁵⁾ そのような歴史的な経緯を考えると、この時期の「言説」の出現はまさしく今日の日米「同盟」へと連なる岐路であったと言えるであろう。つまり、戦後長らく踏襲されてきた「吉田ドクトリン」でもなく「自主防衛」でもない、現在の日本の柱となる日米「同盟」という外交・防衛路線が名実ともにこの時期に形成されたということ、この「同盟」言説出現の分析によって明らかにすることができるのである。

以下においては、まず第一章で、本研究の分析枠組みを提示する。また第二章と第三章では、日米「同盟」の言説が出現した要因について詳細な分析を行っていく。第二章では、ガイドラインの策定と実施を整理して検証することが、ガイドラインによって日米の防衛協力がどのように変化したのかを明らかにする。そして、その変化が「同盟」言説の出現に与えた影響を分析する。第三章では、まず実務レベルから政治レベルへ「同盟」意識が拡散した流れを整理する。そのような「同盟」意識の拡散によって、「同盟」言説がどのように出現したのかを明らかにする。

一 本研究の分析視角

(一) 先行研究の批判的検討

これまでの日米同盟の研究においては、「同盟」言説が出現した要因について分析を行った研究どころか、「同盟」言説に着目して分析を行った研究も、管見のところ見当たらない。また、田中明彦や武田悠の文献では「同盟」言説への言及がされているものの、主たるテーマとして扱っているわけではなく、それゆえ分析や検証が不十分である。⁶⁾

また、大方の研究においては、日米同盟の歴史の中で同盟関係が成立した時期を一九五〇年の旧安保条約、もしくは一九六〇年の新安保条約に求めるのが一般的である。吉田真吾もリーズ (Bratt Leags) による同盟の定義を引用しながら、戦後の日本では一九八〇年代まで軍事に対する国内の反感を鑑みて、公式に「同盟」という語は使用されていなかったが、この定義に鑑みて「約束の内容こそ違えども、新旧の安保条約に基づく合意はともに『同盟』である」とする。⁸⁾ また、相互防衛を前提とする同盟の条件に関しても、米国は「自国領土の安全を確保するために同盟国からの支援を期待していたわけではない」とし、その点において当時の日米防衛協力と「他の同盟に大差はない」とした。⁹⁾ 他方、現在の日米「同盟」の源泉を中曽根康弘政権期に求めるという一般的なイメージも存在する。

確かに、形式的な側面だけをみれば、一九六〇年の段階で「同盟」関係が成立していたとみなすことが可能であるし、「ロン・ヤス」に表されるように中曽根政権期に日米関係が拡大・発展したというのも事実である。しかしながら、これらの狭間の時期になぜ日米「同盟」言説が出現したのかという疑問への十分な回答はこれまでの研究ではなされてこなかった。

それゆえ、本研究では、当該時期に日米「同盟」言説が出現した要因について分析を行うことで、従来の研究では見落とされてきた狭間の時期に「同盟」言説が出現した要因を明らかにし、日米同盟研究における新たな視座を提供することを目指す。

(二) 「同盟」言説出現の要因——日米防衛協力のための指針

ガイドラインが成立した一九七〇年代は、日本の経済大国化と相対的な米国の経済力低下、ベトナム戦争の長期化による米国の軍事力の低下、米中接近、そして米ソデータントなど国内事情や国際環境によって、日米両国間の関係が変化した時期でもある。当該時期における日米関係の変化に関しては、これまでの研究蓄積が豊富な分野である。それでは、一九七〇年代の日米関係に変化をもたらした要因で、日米「同盟」言説の出現を説明することができるだろうか。

一九七〇年代の日米関係が変化した要因は先行研究に沿うと、(一) 米国からの圧力⁽¹⁰⁾、(二) 見捨てられる恐怖⁽¹¹⁾、(三) 国際的役割の認識⁽¹²⁾という三つの要因に大別できる。

無論、当該時期においても米国からの圧力は存在していたが、ニクソン・ドクトリン以降、アジアからの撤退方針を掲げ、自国の力の相対的低下を感じていた米国の圧力は、日本の外交や防衛政策を強制的に変化・修正させるほどではなくなっていた。むしろ、当該時期の日米関係、とりわけ防衛協力の分野においては日本が主導して進めたという事実からも、米国が関係の主導権を完全に握っている時代ではなくなっていたという点を無視すべきではないであろう。

また、ニクソン・ドクトリンやカーター・ドクトリンによって、日本が米国から見捨てられる恐怖を感じたことは事実であるが、日本の経済大国化の影響と米国の相対的な力の低下、そして当該時期に進んだガイドライン策定を考

慮すれば、当該時期において日本が感じた米国に「見捨てられる恐怖」はそれほど大きなものではなかったということが指摘できる。それよりもむしろ、米国が日本から「見捨てられる恐怖」を感じていたことに注目すべきである。一九七二年一月のインガソル (Robert Ingersoll) 駐日大使が報告で使った「日本が在日米軍の存在意義に懸念を抱えている」という言葉に代表されるように、米国は日本の自主防衛論を含む議論の高まりに危機感を抱いていた。⁽¹³⁾ さらに、この時期において日本の実務レベルが認識していたのは、国際社会の中で日本がどのような責任・役割を果たすべきなのかという点への意識よりも、ガイドライン策定をはじめとする米国という特定国へのコミットであった。そのような国際社会への意識が日本の実務レベルに存在していたとすれば、後述するように、極東有事における共同作戦計画の研究を後回しにし、それに関する研究や交渉の棚上げが続くということはなかったであろう。

これらから従来の研究において指摘されてきた要因が、日米「同盟」言説の要因を説明するに十分でないということが言えるであろう。そこで、本研究においては、「同盟」言説が出現する直前の一九七八年に成立し、両国の防衛協力に重大な変化をもたらした「日米防衛協力のための指針」が影響を与えたという仮説のもとで分析を行っていく。このようなガイドラインの影響は以下のようにすでに指摘されている部分でもある。楠綾子は、日本における「同盟」という概念について「この段階⁽¹⁴⁾で『同盟』という言葉は使われていなかったし、日本側にはおそらくその感覚もなかった」とした上で、有事の際の共同行動に関する具体的な取り決めを日米間で定めたガイドラインの重要性を示唆した。⁽¹⁵⁾ また海上幕僚長を務めた大賀良平も、ガイドラインが日米の「同盟」関係に与えた影響は非常に大きく、新安保条約の軍事面が具体化することになり、その結果、一九八一年の「同盟」言説出現まで繋がったと言及している。⁽¹⁶⁾ しかしながら、このような指摘は、詳細な研究や検証がされているわけではなく、ガイドラインがどのように「同盟」言説の出現に影響を与えたのかという点への言及がされていない。

本研究においては「同盟」言説の出現に与えた要因として以下の二点を検討する。まず一点目に、ガイドラインが

成立したことで、日米の防衛協力はそれまでの時代と比較して深化・拡大を遂げた。このような日米防衛協力が質と量の両面において拡大したことで、「同盟」に必要な相互性が高まり、「同盟」言説の出現に影響を与えたと考える。また二点目に、ガイドラインの策定と成立によって、実務レベルから政治レベルへと「同盟」意識が拡散したことも出現の要因と考える。

(三) 日米防衛協力のための指針が与えた影響——「同盟」の定義から

ガイドラインが「同盟」言説の出現に影響を与えたという本研究の仮説は、どのように検証できるだろうか。この点に関して、「同盟」の定義を援用することで考えてみたい。

シュウエラー (Randall Schweller) は「同盟とは、友情ではなく、厳密に計算された自己の利益に基づく効用の関係」であり、「その性質や義務、目標において、友情と同じくらい多様である」として、「同盟」という概念の多義性を指摘する。¹⁷⁾ 「同盟」という概念がこのような特徴をもつがゆえに、国際政治学の分野においても「同盟」の定義を巡っては論争が起こり、様々な定義が提示されてきた。

本研究においては、国際政治学において基本的な定義として使われるウォルト (Stephen Walt) の定義を紹介したい。ウォルトは同盟を「外部アクターに対する相互的な軍事的援助へのコミットメント」と定義する。この定義に関してはいくつかの批判も見られるが、今日の国際政治においては一般的な定義として受け入れられている。この「同盟」の定義を参考にすると、一方的な依存状態が継続する関係において、その二国間の関係を「同盟」と位置づけることはできないと考えられる。つまり、国際政治における「同盟」においては、その防衛協力の相互性が必須であるというところが、ここから指摘できる。この点、ガイドラインによって、日米防衛協力が量的・質的に拡大したことで、新安保条約の段階では不十分であった相互性が高まっていく。そのような「同盟」関係に相応な防衛協力の相互性がガ

イドラインによって高められたことで、一九七九年以降の「同盟」言説出現の下地が作られたと考える。

また、「同盟」という関係性においてはそのような相互性を含む対等な意識が必要となってくる。モローが提唱した非対称同盟における「自律性—安全保障モデル」が示すように、たとえ非対称な関係であったとしても、「同盟」と呼ばれる国家間関係においては、片務性を克服し対等な関係を構築することが求められるのである。

さらに、戦後の「同盟」は、戦前の狭義的な（軍事）同盟とは区別される。戦後は、戦前のような軍事関係のみで適用される「同盟」だけでなく、政治や経済、思想などを含めた多角的な「同盟」概念へと変化していく。これを示すように、防衛白書でも米国との同盟関係を「一般的には、日米安保体制を基盤として、日米両国がその基本的価値及び利益をともしにする国として、安全保障面をはじめ、政治及び経済の各分野で緊密に協調・協力していく関係を意味する」と定義づけている。⁽¹⁹⁾

このような点においても、またガイドラインは大きな影響を与えている。ガイドライン策定過程において、日本の防衛の実務レベルが意識していたのはまさしく政治レベルの巻き込みと、米国との安全保障関係をいかに対等にさせるかという点であった。そして、成立後は実務レベルの狙い通り、「同盟」が実務レベルを超えて政治レベルへと拡散していくことになるのである。「同盟」の定義という側面から鑑みて、ガイドラインが「同盟」言説の出現に影響を与えた要因は、以上の通り二点考えられる。次章以降は、この二つの要因について詳細な分析を行っていく。

二 日米防衛協力の量的・質的拡大

第二章では、ガイドラインが「同盟」言説の出現を促した第一の要因である「防衛協力の相互性」について分析を行う。この章においては、まずガイドライン成立以前の日米防衛協力の実態がどのようなものであったのかという点

について検証をする。次にガイドライン策定過程を通して日本側の狙いを明らかにし、またガイドラインの内容とその意義について整理を行う。そして最後に、このガイドラインが成立したことで日米防衛協力が進んだ部分と、それが言説の出現に与えた影響について分析を行う。

(一) 一九七八年以前の日米防衛協力の実態

日米の防衛協力は「同盟」言説が出現する以前において、どのような状況であったのか。日米「同盟」言説の出現が国内で波紋を広げたのは、日米の安全保障関係が通常のアライアンス関係の法的基盤となる「相互防衛条約」という形式を採用していないからに他ならない。では、そのような「同盟」とは言えない法的基盤の中で日米関係はどのような意識のもと、防衛協力を進めてきたのであろうか。

日本と米国の安全保障関係の始まりは、一九五一年の旧安保条約にまで遡る。この条約は、相互防衛条約であるどころか、日本は米国への基地供与義務を負うが、米国は日本の防衛義務を明言しないという片務的条約であった。そのため、日本側は一九六〇年の新安保条約でこの片務性の克服を目指すことになる。この新安保条約では、旧安保条約に存在しなかった「米国が日本を防衛する義務」を明記することで両者間が負う義務が対等になるよう試みられた。新安保条約の第五条では、米国が日本を守る義務という片務性、第六条で米国にのみ日本における基地使用を認めるという片務性が規定されている。異なる片務性の互換ではあるが、義務の対等化が行われたと言える。この当時の米国は、日本との防衛協力が実質化することや、日本に防衛関連の役割拡大を求めることが現実的でないという認識であった。²⁰

しかしながら、この新安保条約をもってしても、通常の同盟関係で結ばれるような「相互防衛」の規定はなく、「法的基盤は同盟を支えるものとしては、きわめて特異」であったという田中の指摘は妥当である。²¹ そのような状況

下において、日本は吉田ドクトリンという外交戦略を採用することになっていくのである。吉田ドクトリンとは「アメリカとの同盟関係を基本とし、それによって安全を保障する。自国の防衛力は低く抑え、そうして得られた余力を経済活動にあて、通商国家として活路を求める」という方針であった。⁽²²⁾結果的にこの吉田ドクトリンが狙い通り日本の経済的な発展を支えた一方、このドクトリン下における日本の防衛面は、米国に「法的にも実質的にも依存関係」であったと言わざるを得ない。つまり、この吉田ドクトリンの踏襲が続く限り、日本はただの米国の追従国であって「同盟」国とは到底呼べない関係性であったのである。ガイドライン策定を前にし、「日米安保条約に基づいて、相互に協力して日本も応援するという条約上の建前になっているが実態はそうではない。これからはその部分を整備していかなければならない」と説明した宝珠山昇の言葉は、まさしく当該時期における日米の関係が「相互的な関係」ではなかったことを物語っている。⁽²⁴⁾

この吉田ドクトリンは一九七〇年代前半の久保構想や中曽根構想によって脱ドクトリンの様相を見せ始める。彼らの構想は、対米協力の必要性や日米の役割分担に言及しながらも、日本の自力的な自主防衛を基本にするものであった。⁽²⁵⁾対米防衛協力の必要性を認識する一方、まだ「同盟」路線へ舵をきるまでには至らないというのが一九七〇年代前半の日本における防衛協力をめぐる認識であったと言える。

その後、一九七二年の日中国交正常化を契機として中国が日米安保を容認したこと、日本国内における米国への反感が低下したことだけでなく、米軍のベトナム撤退や在日米軍基地問題の収束を背景として、この時期からイデオロギー的な意味合いの強かった防衛問題が現実的な問題として議論されるようになっていく。⁽²⁶⁾

他方、十分に相互性が担保されていないということが、それまでの日米防衛協力を否定するものではないという点には注意が必要である。一九五五年より自衛隊と在日米軍の間で「日米統合緊急事態計画概要（Coordinated Joint Outline Emergency Plan、以下ではCJOEP）」が毎年作成されており、それらは防衛庁長官も認識していた。⁽²⁷⁾この計画

は毎年、日本の統合幕僚長と米極東軍総司令部参謀長の承認を得る形で定着していたが、その存在が公になることを避けるため、承認はあくまでも日米間の防衛の実務レベルでのみ行われてきた。また、一九五〇年代半ばから主に海上自衛隊と米海軍間において共同訓練が行われてきたという事実も存在する。一九五六年以降、自衛隊と在日米軍の間で共同図上演習が継続して行われてきたということも近年明らかになった。⁽²⁸⁾ また、実動演習に関しても、一九五〇年代半ばから陸海空それぞれで行われたことが、米国の資料公開により明らかになってきている。⁽²⁹⁾

しかし、これらは相互性を担保するには到底至らないものであった。計画においては米国の来援が必須であったにもかかわらず、来援計画や日本側の受け入れに関しては「全くの作文」⁽³⁰⁾であったというのが最たる例であるだろう。CJCEPに代表されるそれまでの幕僚研究は基本的な考え方が網羅されている程度であり、実践的でなくガイドラインの原案として使えるようなものでもなかった。実施要領等の細部までの検討や、共同作戦実施に必要な法的裏付けと手続きがなされておらず、作戦の実行可能性についても検討不十分で「計画のための計画」⁽³¹⁾であったと言わざるを得ない状態であった。

つまり、ここで一九七八年以前の日米防衛協力の存在は十分な相互性を確保するものではなかったということが明らかになるのである。一九七八年以前の日米防衛協力は「存在していたが、不十分であった」というのが妥当な評価であろう。それゆえ日米関係は、防衛協力の側面において、相互性を必須とする「同盟」関係にはなり得ていないのがその実態であった。

(二) 日米防衛協力のための指針の策定

1 策定過程とその狙い

「存在はしていたが不十分」な防衛協力関係からどのようにガイドラインは策定されていったのであろうか。この

策定過程については、すでに多くの文献にて言及と分析が進んでいるため、本研究においては重要なポイントに絞って整理を行う。⁽³²⁾

前述した通り、一九七〇年代の米国は、ニクソン (Richard Nixon) 政権やカーター政権で発表されたドクトリンで表されるように、自国の経済力の低下や長引いたベトナム戦争の影響から「同盟国」へのコミットメント低下を欲するようになっていく。

米国からの安全保障のコミットメント確保が日本にとって重要課題となったこの時期、日本ではある構想と一本の論文が物議を醸していた。それが、中曽根防衛庁長官による自主防衛構想と、一九七二年六月の『国防』誌に掲載された「日米安保条約を見直す」という久保卓也の論文、通称「KB論文」である。

中曽根の自主防衛論は、「自力防衛」と同義で語られることもある。⁽³³⁾しかし、その内実は当時の実務レベルが認識していたように、無原則的な対米依存からの「自主」がその意味するところであり、この文脈において日本における「同盟」意識の芽生えであったとも言えよう。⁽³⁴⁾

またKB論文の中で久保は、安保条約のメリットが日米双方にあることを指摘する。論文掲載後の一九七二年後半、これを受けるような形で日米防衛協力に関する協議を求める動きが水面下で活発化した。米太平洋軍司令部のコマンド・ヒストリーでは、日本側から「相互の安全保障上の利益について、より実質的な話し合いがしたい」という要望があったことが記されている。⁽³⁵⁾

一九七四年になると、日本側は対米防衛協力にさらに積極的な姿勢を示すようになる。同年一〇月に行われた山中貞則防衛庁長官とシュレジンジャー (James Schlesinger) 米国防長官会談においても、米国が提案してきた相補性に関して、山中が「問題ない」「米軍を補充するという意味ではNATOなどと同様の立場にあると感じている」と発言するなど前向きな姿勢を強調した。⁽³⁶⁾

日本が、この先の日米防衛協力を積極的に進めることができた背景には、人の要素が大きく影響を及ぼしていた。ガイドラインを含めて日米防衛協力を推進し、運用の問題に強い関心を持っていた丸山昂が防衛局長に就任したことに加え、一月九日に文教族ではあるが積極的に防衛を学ぼうとした坂田道太が防衛庁長官に就任するなど、庁内でも対米防衛協力を肯定的な人物が縦のラインとして揃ったのである。

坂田は作戦計画に関して日米間の調整が皆無であったことを、「日米安保条約が不可欠でありながら、有事の際の作戦協力についてこれまで日米間において何ら話し合うこともなく、またそれにふさわしい機関もないということを知り全く意外で驚き」であるとした。⁽³⁷⁾ただし、この記述はいささか誇張されており、先のCJ OEPのように「幕僚研究のような非公式な形」が存在していたことが近年明らかになっている。⁽³⁸⁾また、就任後まもなくこの幕僚研究について統幕でブリーフィングを受けた際に、坂田は「こんな大事なものが政治的に承認されていないとは大変なことだ」として政治の怠慢を嘆いたという。⁽³⁹⁾防衛庁にすれば、シビリアン・コントロールへの問題意識を実務レベルと共有する坂田が長官に就任したことは力強い援軍を得たと言える。⁽⁴⁰⁾

ガイドライン策定の直接的なきっかけは、一九七五年三月八日に開かれた参議院予算委員会での上田哲の質問であった。上田はこの予算委員会の場で、「米国防第七艦隊を基軸とする日米間の海域軍事秘密協定が存在するのではないか」という旨の質問を行った。⁽⁴¹⁾

この質問を受けて、坂田は鮫島博一海上幕僚長を呼び、上田が指摘するような協定はあるのかと問い詰めた。鮫島は断固として「ない」と答え、その上でこのように主張したという。「有事に米国はどんな支援をしてくれるのか、自衛隊発足以来二〇年以上経っているのに、今なお何の協定もないのがむしろおかしいのです。この機会に米国と有事の防衛協力について、正式に話し合う場を作っていただきたい」。⁽⁴²⁾この鮫島の訴えに対して、坂田と丸山も同様の認識を共有していたことから、四月二日の「協定は存在しないが必要であり、海域分担について米国と今後取り決め

を結びたい」という坂田の答弁に繋がった。⁽⁴³⁾

日本の防衛における重要なキーパーソンが、実質的な防衛協力の不在に懸念をもち、それを進めようという意識が共有されていくことで、この先の日米関係は大きく変化していくことになる。

また、宝珠山が指摘するように、当時のトップダウン的な防衛協力への流れだけでなく、防衛局長クラスの日米間対話がなされる過程で双方の実務レベルに防衛協力を進めようとする雰囲気を作られてきたという側面もあった。⁽⁴⁴⁾ また、夏目晴雄はガイドライン策定以前の段階での米国側からの積極的な働きかけはなかったとも証言している。⁽⁴⁵⁾ つまり、坂田が上田のこの質問を逆手に取ったという側面はありつつも、日本の実務レベルが日米防衛協力を実質化させていく必要性を認識していたからこそ、答弁後の具体的な動きに繋がっていったと考えられる。

この最中の一九七五年七月、「KB論文」を執筆した久保卓也が防衛施設庁の長官から防衛事務次官に就任する。安保条約のメリットを理解している久保の就任によって、さらなる話し合いが進むかと思われたが、久保はガイドラインの策定には反対の姿勢を示した。⁽⁴⁶⁾ また、この時の首相であった三木武夫も日米防衛協力には消極的な姿勢であった。八月六日、訪米を前にした三木は丸山に対して「特に新しいことをやるわけじゃない」と釘をさす発言をしている。⁽⁴⁷⁾

政治レベルのトップと、防衛実務レベルのトップが揃って日米の防衛協力を消極的な姿勢を示す中でも、坂田―丸山ラインの積極派は協力を模索し続け、八月二九日の坂田・シュレジンジャー会談によって、ガイドラインの策定が合意される。

このようなガイドラインの策定に合意した背景には、米国側がニクソン・ドクトリンによるコミットメントの低下を望んだことやベトナム戦争の実質的敗北を経験したことがあった。日本側も三矢研究事件が起こったことで、シビリアン・コントロール下において防衛協力の決定や話し合いを行わなければならないという考えがあった。⁽⁴⁸⁾ 他方、

それまで日米防衛協力が消極的であった外務省も、一九七五年に推進派であった東郷文彦が事務次官に就任したことで、防衛庁を支持していく方向へ舵をきっていく。⁽⁴⁹⁾

翌七六年七月の第一六回SDC（日米安全保障協議委員会：Japan-United States Security Consultative Committee）で、日米安保条約の目的を効果的に達成するための軍事的側面を含む日米協力についての研究と討議を行うSDC（防衛協力小委員会：Subcommittee for Defense Cooperation）の設置が正式決定された。

早速、八月三〇日に第一回SDCが開かれ、一〇月一六日の第二回SDCでは、日本側の提案で日米両政府を拘束せず、立法・予算・行政上の措置は両国政府がそれぞれの判断で処理することが決まった。これを含めて、作業部会の位置づけを除き、日本側が提案し米国が同意する形で協議が進んだ。策定過程を通して日本の積極的かつ主体的な姿勢を垣間見ることができるといえる。

一〇月に防衛大綱が成立した直後の十一月八日の第一八回SDC（日米安全保障運用協議会：Security Consultative Group）では、日本は「防衛大綱」を盾に米国が要求する極東事態への協力を拒絶することとなる。しかし、日米防衛協議の円滑な遂行のために極東事態における在日米軍基地の安定使用を認める妥協案を提示した。⁽⁵⁰⁾日本も米国の要望に対して全面的に受容することや、一方的に拒否する形からの脱却を目指し、自らの役割を認識しつつ「同盟国」としての在り方を模索していたのである。

二月六日の第三回SDCでガイドラインにおける協議の対象が、日本の本土防衛、日本の安全に影響を及ぼす極東事態、共同演習・訓練に絞られた。翌七七年四月に行われた第四回SDCでは、情報・作戦・後方支援に関わる三つの作業部会の設置が正式決定され、八月の第五回SDCで作業部会の成果を「ガイドライン」としてまとめることが決定された。

一九七六年一二月に防衛庁長官が坂田から三原朝雄に変わっても、進行中の日米防衛協力の交渉の進度が鈍ること

はなかった。一九七七年一月一日に開かれた参議院内閣委員会で三原は、個別的自衛権の発動範囲に千海里シーレーンの防衛が含まれるとの見解を表明し、実質的な防衛負担に応じる方針を明らかにするなど、三原自身は全方位外交を標榜した福田首相の意向を受け、日米防衛協力の流れを止めることはしなかった。

2 指針の成立とその内容

そして、一九七八年七月の第七回SDCでガイドラインの草案が報告され、一〇月三十一日の第八回SDCでその草案が「ガイドライン」としてまとめられた。一月二十七日の第一七回SDCでこのガイドラインが正式決定され、翌二八日の国防会議と閣議においても了承された。

このように成立したガイドラインは「日本防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に共同して実施するための共同作戦計画についての研究を含む研究作業の政策的枠組み」となっていく⁽⁵¹⁾。他方、日本有事の際に日米の具体的な役割分担と調整のメカニズムを定めると同時に「これまで名目的であった日米の防衛協力から一歩進め、同盟を本質的に発動させるための機構を整備すること⁽⁵²⁾」を意味していたとも言える。ガイドラインの目指すところは、「あくまでも防衛力整備ではなくて、その時に持っている防衛力で日米は協力して日本防衛のためにどう戦うか⁽⁵³⁾」というところにあり、その枠組みを「政治的権威を持って示そう⁽⁵⁴⁾」という考えに基づいていた。また、ガイドラインは「その時々⁽⁵⁵⁾の状況の中でできる限りの対称性を追求すべく進化してきたもの」であり、その背景には、防衛の方針や構想が書かれた一九七六年の「防衛大綱」の存在があった。この大綱を基本に共同対処を行うべきであるというのが外務省と防衛庁の共通認識であった。

成立したガイドラインは、**図表1**で示されるように三つの条項に分かれる。まず、第I項では「侵略を未然に防止するための態勢」について明記された。ただし、ここで明記されていることは新安保条約でも言及されている部分であり、次項からの作戦研究に関連して「研究を行うが、これは戦うためではなく、未然防止することが第一義だとい

図表 1 1978年「日米防衛協力の指針」の内容

I 侵略を未然に防止するための態勢
1 在日米軍の基地使用確保と米国の有事来援
2 日米の共同対処行動を実施するための協力態勢の整備
(1) 共同作戦計画研究、共同演習及び共同訓練の適時実施
(2) 必要な情報の交換とその円滑化
(3) 補給、輸送、整備、施設等の相互調整と研究
II 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等
1 日本に対する武力攻撃がなされるおそれのある場合
2 日本に対する武力攻撃がなされた場合
(1) 日本による限定的かつ小規模な侵略を独力での排除
(2) 日米が共同で作戦を実施する場合
i 作戦構想
ii 指揮及び調整
iii 調整機関
iv 情報活動
v 後方支援活動
III 日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力

出所：1978年「日米防衛協力の指針」を基に筆者作成

うことを示したものであった。⁽³⁶⁾ また、「米国は核抑止力を保持するとともに、即応部隊を全面展開し、来援し得る兵力を保持する」とされ、米国は日本に対して有事来援を公式において初めて約束した。日本有事において米国の軍事的なコミットを得るといふ約束が公式に得られたことで、日本の見捨てられる恐怖はこのガイドラインにおいて格段に低下したと考えられる。新安保条約では第五条と第六条で双方の片務的義務が明記されており、日米同盟は「二つの片務性の交換」によって成立しているとみなされてきた。⁽³⁷⁾ この片務性の交換は、ガイドラインの第一項でより具体化して引き継がれることとなった。

第II項では、日本有事の際の取り決めが規定された。ここでは、米国が不満を抱いていたにもかかわらず「米軍は攻勢、日本は防勢」という役割分担が明記された。こ

それは、日本の防衛協力姿勢を引き出すための米国側の譲歩の表れでもあったと考えられる。ここから、米国による圧力の下でガイドラインが作られたわけではなく、日本の主体的な言動の結果として生まれたものであったということが、この役割分担を明記した文言からも明らかになる。

そして第Ⅲ項では、「日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力」と極東有事に関する事項が規定されている。しかし、この極東有事については「日米両政府は、情勢の変化に応じ随時協議する」ことに留まっており、ここでも日本側の慎重な姿勢が反映されている。また、「日本が米軍に対して行う便宜供与のあり方は、日米安保条約、その関連取極、その他の日米間の関係取極及び日本の関係法令によって規律される」と現行国内法を前提としていた。また、米軍が日本側に求める便宜供与としては基地使用、武器や弾薬、食糧などの調達、輸送など広範囲に及ぶ。これらの米国側の要求に応えるためには、自衛隊法や道路交通法、火薬類取締法などの国内法改正が必須となり、それらに係る監督官庁の協力も必要となった。

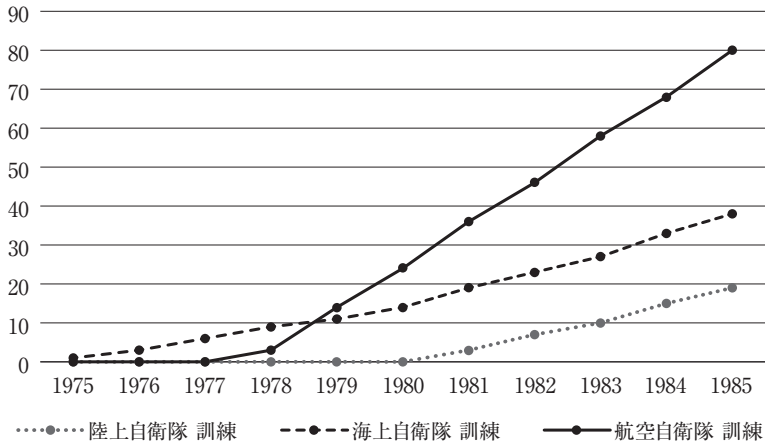
一九七八年一月二七日にSCCでガイドラインが承認された後、二月一日には山下元利防衛庁長官が「日米防衛協力に関する研究作業の実施に関する長官指示」を出したことで、ガイドラインは策定のフェーズから実施のフェーズに進んでいく。

ガイドライン成立によって、従来の日米防衛協力関係から目に見える変化を見せたのは二点ある。それは、いずれも第Ⅰ項で明示された共同演習・訓練の適時実施と共同作戦研究である。次節では、まず共同演習及び共同訓練に関して検証を行う。

(三) 共同演習および共同訓練の拡大

ガイドラインの実施過程において、最も早くその影響や成果が現れたのは、共同演習と訓練の分野であった。第一

図表 2 1975年以降の日米の共同訓練の実施回数



出所：「参議院志苦裕君提出日米防衛協力の進捗状況に関する質問に対する答弁書」（第109回国会、1987年10月13日、中曽根康弘答弁）の別表を基に筆者作成

項の「自衛隊及び米軍は、日本防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に共同して実施するため、（中略）必要共同演習及び共同訓練を適時実施する」との規定に基づき、陸海空それぞれにおいて演習や訓練が実施されていく。丸山も「ガイドラインが出来てから、一番顕著に効果を表しているのは共同訓練」であり、「それまでは国会でのチェックが必要であったのが、軍事同盟を結んでいる以上、表立った共同演習、共同訓練というものが当たり前なこととして受け止められるようになった」とその影響を分析している。⁽⁵⁸⁾

1 量的拡大・陸と空での共同訓練と演習の開始

上記の図表2にて明らかに通る通り、一九七八年以降に空と陸での共同訓練が開始されるなど、その実施過程を通して日米防衛協力は拡大・深化していく。ただし、ガイドライン成立の影響は、陸海空それぞれで異なっていたことは留意しておくべきである。明確にガイドラインの影響と成果が現れたのが空と陸である。これまで共同訓練が行われてこなかったこの二分野においても、ガイドラインの策定以降、共同訓練や演習が始まっていった。

ガイドラインに最も期待感を持っていた航空自衛隊は、最

初の空の共同訓練「コープノース」を一九七八年一月二七日から二月一日に三沢基地で行った。訓練の規模としては小さいが、航空の共同訓練としては歴史的な一歩であった。また、初となる共同救難訓練「コープエンジェル」が一九七九年に那覇で行われるなど、ガイドライン成立を契機として日米防衛協力が飛躍的に量的拡大していくこととなった。⁵⁹⁾

他方、陸上自衛隊は海や空に遅れて共同訓練や演習が始まった。これは、海や空における共同訓練や演習が増加するのを見て実施の方向に進んだからである。⁶⁰⁾ それまでの陸自においては、独自意識が存在しており対米協力で否定的な見解を持つ隊員もいた。しかし、ガイドライン成立を契機として、共同訓練や共同対処という考え方が陸自の中でかなり進んだという証言もある。⁶¹⁾

変化の大小や時期的な相違はあれども、ガイドラインは間違いなく日米防衛協力の量的拡大に寄与したと言えるであろう。

2 質的拡大…海でのリムパックへの参加

他方、海上自衛隊は一九五〇年代半ばから米海軍との共同訓練を進めてきた。それゆえ、米国側のアワー（James Auer）が「米海軍と海上自衛隊というのは双子であり、海に関してはガイドライン成立のインパクトはない」と発言しているように、その影響は陸や空と比較して限定的であったとされる。しかしこれは、海上自衛隊がガイドラインの影響を全く受けなかったというわけではない。それが、一九八〇年に行われたリムパック（環太平洋合同演習：RIMP of the Pacific Exercise）への海上自衛隊の参加で明らかになるであろう。

リムパックは、一九七一年から始められた太平洋における最大の総合海軍演習であった。このリムパックへの参加に関しては、それまでの時期においても米国から海上自衛隊へ参加要請が行われていたが、防衛庁内局が法律的な観点や国会対応という観点で参加を認めてこなかった。しかし、ガイドラインの策定が進む中、米海軍からの要請に呼

応する形で、一九七九年の演習に海上自衛隊が参加するという話も前向きに防衛庁内で進められていた。五回目の開催となる一九七七年の段階で鮫島統幕議長の「次回（一九七九年）のリムパックに日本が参加できるように根回しを」という指示をもとに、大賀が防衛局長の丸山に掛け合ったところ、丸山もリムパックへの参加に「賛成」の意向を示したという。⁽⁶²⁾ しかしながら、一九七九年演習への参加が実際検討される段階になり丸山が参加を渋ったため、この回での参加は見送られることとなった。

そのような中で、防衛庁に佐々淳行と岡崎久彦という二人が参事官として出向してきたことで風向きが次第に変わっていく。教育担当参事官であった佐々と国際担当参事官であった岡崎は、日米防衛協力に関する「積極派」であり、また金丸信防衛庁長官からも「訓練は積極的に進めてよい」との指示が出たことで、海上自衛隊の一九八〇年リムパックへの参加が決まったのである。⁽⁶³⁾

日米防衛協力に対する積極的な人物の後押しという側面はあったものの、やはりその背後にはガイドラインの存在があったと鮫島や藤井一夫は証言する。⁽⁶⁴⁾ また、政治的な根回しの中で、ガイドラインの存在は重要であったのではないかと大森敬治は示唆する。⁽⁶⁵⁾ ガイドラインで必要な共同演習や共同訓練を適時実施することが明示されていたこと、同時期に陸・空の共同訓練が始まったことが、このような決断を後押しする要因となったことは否定できないであろう。

また、リムパックへの参加によって海上自衛隊は米軍を含む大規模作戦の概要を把握することとなった。さらに整備や運用に関して世界水準からの評価を得ることができ、そして実戦を想定したより具体的な演習ができるという成果も得た。将来に繋がる海上自衛隊の発展と、海における日米防衛協力の質的拡大の一步として、ガイドラインはしっかりとその背中を押しした形となった。

(四) 共同作戦計画研究の開始

また、ガイドラインはそれまでタブーとされてきた日米間の有事における共同作戦計画の検討を公式に承認したという点でも評価される。⁽⁶⁶⁾

第Ⅱ項で明記された日本有事における共同作戦計画については、一九七八年以降に調整と策定が進むことになった。ガイドラインの策定段階では、共同作戦計画に関して、日本有事と極東有事のどちらを先に進めるのかという点は決まっていなかった。⁽⁶⁷⁾ 米国は、日本単独での有事は現実的でないと考えており、極東有事に関する共同作戦計画を先に進めようとした。しかしながら、日本にとっての目下の課題は、日本有事の際の米国来援能力を見積もることであったため、日本有事を先に研究することを主張した。⁽⁶⁸⁾ 日本の主張に対し、米国は日本の国内事情を鑑みて極東有事を後回しにすることを受け入れた。また、日米双方の実務レベルでは研究を積み重ねることに意義があり、研究を通して現実性が加味され、日本の防衛力のレベルが上がることを米国側が期待していたとの見方もある。⁽⁶⁹⁾ この点に関して、「米国は日本が対応出来る範囲に関して協力を進める方針のように思えた」と夏目は当時を振り返る。⁽⁷⁰⁾

日本有事に関する作戦研究は、ガイドライン成立後すぐから進展し始める。ガイドラインがSCCで了承された二日後の一九七八年一月二十九日、高品武彦統合幕僚会議議長は記者会見で、ガイドラインに基づく共同作戦計画を「来年中にはまとめたい」という考えを示した。そして二月一日に山下元利防衛庁長官から「日米防衛協力に関する研究作業の実施に関する長官指示」が出され、実際の作業が開始された。

そして、一九八一年夏にソ連軍による北海道侵攻を想定した「作戦計画五〇五一」と呼ばれる日本有事の際の作戦計画が概成した。⁽⁷¹⁾ この作戦計画は日本側でも防衛庁内で既に承認がされており、米国側のベッシー(John Vessey)統合参謀本部議長からも既に承認をされていた。この共同作戦は、ガイドラインにおける日本は盾、米軍は矛という役

割分担の延長線上にあり、日本側がガイドラインから逸脱して他の役割を担うものではなかった。

一九七八年の高品の予測よりも完成が遅れたのは、共同作戦の指揮統一や調整方法、日米の陸海空間の意思統一に時間がかかったということが考えられる。また、日米間での作戦計画策定に関する立場の違いもあった。米軍は攻勢作戦を担うため主導的であるのに対して、日本側は専守防衛の立場を貫くため受動的にならざるを得ず、自らの立場や役割の違いからくる意見の相違も発生した。また、実戦経験のない自衛隊と経験豊富な米軍での考え方の違いや、シナリオ設計の関連においても調整が必要であった。そして、この作戦計画の政治的承認にはさらなる時間を有することになった。⁽⁷²⁾

しかし、ガイドラインはそれまで日米の間に存在しなかった「有事における共同作戦計画」をもたらした。これによって、ガイドラインに対する「一片の作戦計画もたらさなかった」という後世の評価が誤りであることが明らかになる。日米の政治レベルでの承認を得た公式の共同作戦計画が生まれたことで、日米の関係はなお一層「同盟」らしくなったと言えるであろう。

他方、日本有事における共同作戦を優先させた結果、極東有事に関する研究は後手に回ることになる。そもそも、新安保条約における六条事項は外務省管轄であり、極東有事を扱うガイドラインの第Ⅲ項も外務省が主導して研究を進める必要があった。しかしながら、一九七九年一月二〇日に左近允が統幕事務局長を退くまでの段階で、外務省から具体的な話はなく、調整もない白紙状態が続いていたという。⁽⁷⁴⁾

このような膠着状態の原因が、外務省の消極的姿勢にあったわけではない。この点について当時の北米局長である浅尾新一郎は、外務省側にも極東有事研究を必要とする議論は存在していたと主張する。⁽⁷⁵⁾一九七九年のソ連によるアフガニスタン侵攻で国際情勢が変化し、国会対応で外務省が精一杯であったこと、さらには極東有事になると運輸省などの省庁横断での計画や法制化が必要になり、それらの省庁が消極的な態度であったことがこの遅延の原因であっ

た。⁽⁷⁶⁾ 結局のところ、極東有事に関しては、日米間で研究が始まるのは「同盟」言説が出現した一九八二年一月以降になる。

(五) 「同盟」言説の出現に与えた影響

極東有事に関する作戦計画の研究は時期が遅れたものの、「仏に魂が入った」という高品の言葉に表されるように、ガイドラインによって日米防衛協力は実質化の方向に進んでいく。ここでは、ガイドラインが日米防衛協力にどのような影響を及ぼしたのか、そしてそれが「同盟」言説の出現にどのような影響を与えたのかについて整理と考察を行いたい。

ガイドラインが政治的な承認を受けて成立したことで、シベリアン・コントロール下における作戦計画策定が可能になり、また日米の防衛協力に関しても公や政治の場で議論することができるようになった。⁽⁷⁷⁾ この点において、坂田や丸山がガイドライン策定当初から抱いていた目的は達成されたと言えるであろう。

他方、このガイドラインが防衛庁内や実務レベルに与えた影響も大きかった。例えば、ガイドライン成立で陸海空という三幕の相互調整が可能になり、全体としての構想のすり合わせができるようになったという点が挙げられる。統幕は毎年、統合防衛計画を策定している。しかしながら、ガイドライン成立以前の統合防衛計画は、陸海空の各自衛隊の防衛計画を「ホッチキスで止めたようなもの」⁽⁷⁸⁾ でしかなかった。成立以前は米国との情報共有もままならず、共同訓練等を通じて得られた所見等で米国の協力を日本側が一方的に見積もっており、そのような対応をする他なかった⁽⁷⁹⁾ のである。しかし、ガイドラインによって米国の役割が明確化され、米国からの確実な情報を得ることができるようになったこと、そして日米が共同対処するからには陸海空が個別的であることは相応ではないという判断から、名実ともに三自衛隊の統合防衛計画が策定されていくことになった。

さらに、ガイドライン成立後は日米の防衛協力が携わる実務レベルの人数も飛躍的に増加した。空幕においては、それまでは共同作戦に関わる人物は極端に限定され、担当者も秘匿されていたが、ガイドライン後は担当者の数も増加した。このように各幕のみならず作戦計画に組織を挙げて取り組むという点に加え、関係者の増加という変化を実務レベルにもたらした。⁽⁸⁰⁾

このような変化も日米防衛協力の歴史的展開を語る上で重要な変化であるが、最も根源的な変化は、ガイドラインによって日米の防衛協力がその相互性を高めたという点にある。

一九七八年を境にして共同訓練や演習は格段に増加し、日米防衛協力の拡大と深化に影響を与えた。訓練や演習を進める中で、実務レベルのコミュニケーションも増加し、相互的な信頼の醸成に繋がっていった。海上自衛隊はそれまでの段階ですでに「ネイビー・ツー・ネイビー」の関係を築いていたが、ガイドラインを通して国家対国家の関係へと昇華されたことで、それらも初めて基盤のあるものになった。⁽⁸¹⁾

また、初となる公式の日米共同作戦計画も策定された。この計画が策定されたこと自体も日米防衛協力における重要な進展ではあるが、そこからさらに進み、作戦計画を実行できるように準備をする整備の部分にも影響を与えた。この点、山口利勝は日米共同航空作戦基盤の整備に着手できるようになったとして、日米「同盟」関係の信頼関係強化につながる重要な成果がガイドラインによってもたらされたと指摘する。⁽⁸²⁾

さらに、このガイドラインは「見えない部分」の相互性にも大きな影響を与えた。ガイドライン策定過程での内局と米国防総省のダイレクトルートは非常に弱く、国防総省とのダイレクトチャネルがなかったという証言もある。⁽⁸³⁾ それまでの日米防衛関係においては、情報共有や意思疎通が十分な状態にあるとは言えず、遠回りでの調整を余儀なくされていた。しかしながら、ガイドラインにおいて情報共有に関する文言が明記され、また前述の共同作戦計画策定や共同訓練・演習の増加によってコミュニケーションの頻度や密度が増したことで、スムーズな情報共有やダイレク

トチャネルの構築が可能になった。また、丸山が「防衛庁が毎年作る年度防衛警備計画は在日米軍司令官に報告していたが、米側の作戦計画を聞くことはできなかった」と証言する情報の質の部分に關しても、ガイドライン策定後は従来ならば知り得なかつた詳細かつ機密性の高い情報が提供・共有されるなど、自衛隊と米軍の緊密化が一層進んだ。⁽⁸⁵⁾ これらの変化はまさに日米の防衛協力が、ガイドラインによって相互性を前提とする「同盟」關係にふさわしいレベルへと進んだことを示している。つまり、ガイドライン策定以前の単なる「防衛依存」の關係でも、米国だけの「片務性」を強調する關係でもなく、相互的な關係の構築を目指し、またそれを現実のものとしたところにガイドラインの本質があるのだ。

米国が「米国は槍、日本は盾」という役割を、不満を持ちつつも受け入れたのは、従来までの日本がそのような役割すら担おうとしなかつたにもかかわらず、ガイドライン策定過程を通して自らの役割を模索し、それらを担おうとした努力や姿勢を評価したとも考えられる。

さらに、このガイドライン策定とその後の日米防衛協力の量的・質的な拡大は、日本と米国の「同盟」關係を確実にさせるための基盤を提供することになった。米国の援助を受けない自立・自力防衛的な議論を否定し、防衛は米国に依存する吉田ドクトリンからの脱却を目指すという二重の意味をガイドラインは包含している。そしてまた、ガイドラインはこの二つの狭間に存在した日米「同盟」という路線を際立たせることになったのである。

三 「同盟」意識の拡散

次に、第三章では、ガイドラインが「同盟」言説の出現を促した第二の要因である「同盟」意識の拡散について分析を行う。本章においてはまず、実務レベルにおける「同盟」意識の拡散について整理を行った後、ガイドライン策

定後の同盟の政治レベルへの広がりについて検証を行う。

(一) 実務レベルにおける拡散

「同盟」意識の萌芽は、実務レベル⁽⁸⁷⁾、とりわけ防衛庁側の制服組にあった。策定以前の段階で、このような意識を共有していた人間は限定的であったが、ガイドラインの策定を通して内局や外務省へ広がっていった。それは、一九七五年の坂田・シュレジンジャー会谈によつてガイドラインの策定作業を進める場として設けられたSDCが、外務省の北米局長や防衛庁の防衛局長を筆頭に広範な実務レベルを巻き込んだ協議の場であったからに他ならない。

日米防衛協力の進展について、防衛の実務レベルは従前より強い期待を持っていた。共同対処のためには、平時から政治主導の下で準備、習熟させておく必要があるという認識が共有されていたからである。つまり、ガイドライン策定の段階ですでに、防衛の実務レベルは「自主（自力）防衛」という幻想を捨て、あくまでも日米の防衛協力を基盤としながら、それをいかに強化するかという点を課題としていたのである。

また、空幕におけるガイドライン策定の総括担当者であった山口は、航空自衛隊の当時の認識として「有事における米軍の来援を確実にするために、我々は何をなすべきなのかということを中心に考え、それを目指した」と当時を振り返る⁽⁸⁸⁾。この発言のポイントは米軍からの来援を確実にすることが航空自衛隊の目指すべきところではなく、それを達成するために「我々が何をすべきか」というところに彼らが重きを置いていたということである。加えて山口は、ガイドライン策定における重点項目として以下の五点を挙げて⁽⁸⁹⁾いる。

- (1) 米国が要求する日米の役割分担を可能な限り明らかにすること
- (2) ガイドラインの中で確固たる日本の防衛意志を表明すること

- (3) 米軍と自衛隊の信頼関係の醸成と強化を図る内容にすること
- (4) 米軍の増援部隊受け入れを確実にするため、受け入れ基盤整備の意志を表明すること
- (5) 有事法制等関連法案が未整備であるが、政治責任においてこれらが適切に措置されることを示唆すること

従来の研究の中で指摘されてきた「米軍の実質的なコミットを約束させるための」一方的なガイドラインであったというよりも、防衛協力をよりスムーズに深化させるための双方向的なガイドラインであったという側面を如実に示す発言でもある。ここにおいて、日本が強く自らの役割を自覚し、それを担うための基盤構築を前向きに捉えていたこと、つまり「同盟国」としての相互性の部分を補完しようとして試みていたということが明らかになる。

それらを示すように山口はこう続ける。「米国は日本を、米国民の血を流しても守るにたる信頼できる同盟国であるかどうか。そういう同盟国で（日本が）あるということを通じてもらえるような施策を具体化しなければいけない」⁽⁹⁰⁾「途中で手を引かせないために我々としてできること、またしなくてはならないことを、きちんと明らかにできるようにやっていこう」⁽⁹¹⁾。

このような証言から、ガイドライン策定の時期において実務レベルが「同盟」意識を持っていたということが明らかになる。では、このような実務レベルの意識はどのように策定を担当した官僚たちに共有されていたのであろうか。

これを検証するにはまず、ガイドライン策定における各省庁の交渉と役割分担を整理する必要がある。まず防衛庁では、最初に陸海空の各幕内での意見集約が行われた後、陸海空の実務レベルと統幕、最後に内局が調整を行い、最終的な日本側の案を調整する方法が採用された。

内局は、戦前の反省からシビリアン・コントロールを効かせるために存在していた。それゆえに、戦後のそれまで

は内局と制服は緊張関係にあった。しかしながら、ガイドラインの策定へと向かう中で、内局と制服の関係性は変化していく。内局が政策官庁として制服と同じ立場で安全保障・防衛を考えるようになったのである。⁽⁹²⁾防衛力整備や米国からの防衛費に関する要求などに対応するため内局が「防衛庁」の看板を背負って大蔵省と掛け合う姿と、ガイドライン策定後の実施の局面において制服組の知識や経験が必要不可欠であったということで相互理解や尊重の姿勢をもたらしめた。

このような内局と制服の関係性が変化する中で、内局側も実務レベルと同様の「同盟」意識を共有することになっていく。その証拠に江間清二は、「信頼性の向上というのは、なにも日米間で仲良くするだけではなくて、日本がやらなくてはいけないところは日本できちっと整備をしていくことが大事になってくる」と述べており、日本側が何を担うべきかという「同盟」へと繋がる意識は、ガイドライン策定を通して防衛庁内における担当者にも共有されていた。

また、ガイドラインの内容については外務省と防衛庁が常に調整するわけではなく、外務省に関わる事項のみ確認を行うこととなっており、進捗については内局から外務省へ報告する形をとっていた。このように、外務省との調整に関しては内局が担うことになっており、実務レベルで芽生えた意識は外務省へと広がりを見せていく。

さらに、「同盟」意識の拡散という点において重要なのが、省庁をまたいだ勉強会の存在である。これは外務省との調整役を担っていた防衛庁の大森が開き、省庁の関係者を中心にして、日米防衛協力に関しての忌憚なき意見交換が行われた。参加者は班長や課長レベルを含め幅広く、外務省側では安保課長であった佐藤行雄や条約局の岡本行夫なども参加して、頻繁に行われたという。この勉強会は、ガイドラインをより良いものにしようという意識のもと行われており、制服・内局・外務省を含めて関係者が本音をぶつけ合う場となった。山口は「意思疎通と相互理解を図る上で非常に効果的であった」とこの勉強会を評価している。⁽⁹⁴⁾

省庁の垣根を取っ払ったこの勉強会の場で、日米防衛協力の進展に関する基本的な認識が共有されていた。省庁間政治の観点からは、この時期の米国との安全保障問題に関しては防衛庁が主導して行ったことから、外務省は防衛庁への対抗意識を感じていたという指摘もあるが、この時期の実務レベルはそのような意識を感じていなかった。⁽⁹⁵⁾ だからこそガイドライン策定段階において外務省と防衛庁の足並みは一致して、日本としての政策実現を追求することができたのである。⁽⁹⁶⁾

このように実務レベルから芽生えた「同盟」意識は、ガイドライン策定の過程において実務レベルの中でもガイドラインの担当者に限定的に共有されていた。そして、ガイドラインが成立し公になったことで、このような意識は大きな広がりを見せることになる。前述の通り、ガイドライン策定後の日米防衛協力においてはその関与者が増大した。また、各幕間のサービスライン調整や、内局と制服間の関係が良好なものへ変化するなど、この時期の防衛庁内の闊達な雰囲気もそのような広がりを支えたと言えるであろう。

さらに、ガイドライン成立によって日米防衛協力の路線を明確に示したことや、第二章で言及したような日米防衛協力が相互性を担保したという現実が、外務省を含めた他の省庁における「同盟」意識の広がりをも促した。

このように策定過程において芽生え、そして成立によって広く実務レベルに共有されることになった「同盟」意識は、ガイドラインの成立とその実施によって政治レベルを巻き込むこととなり、ついに言説として出現することになっていくのである。

(二) 政治レベルへの拡散

ここからは、実務レベルや省庁レベルにおいて「同盟」意識が拡散していく中で、どのような経緯を経て政治レベルへ拡散していったのかを明らかにする。また、「同盟」言説の出現の経緯を踏まえることで、「同盟」言説の出現に

どのように政治レベルが関与していたのかについても検討していく。

1 ガイドラインによる政治レベルへの拡散

「同盟」意識の政治レベルへの拡散においてもガイドラインは重要な意義を持つ。ガイドライン策定を行うためのSDCCはSDCCによって設置されることが決まり、またガイドラインは一九七八年一月にSDCCで了承された。このSDCCは日米の防衛協力に関する最高レベルの協議機関であり、米国側は駐日大使と太平洋軍司令官、日本側は外務大臣と防衛庁長官が参加した。米国側は実務レベルのトップの参加であったが、日本側は政治レベルが参加しており、このガイドラインの策定決定から成立を通して政治レベルの関与が必須になったのである。このような政治レベルの関与は、結果的に生じたわけではない。ガイドライン策定当初から想定されていたものであり、それがシベリアン・コントロールの必要性を認識していた坂田や丸山によって引き起こされたものであるという点は前述の通りである。

また、ガイドラインが政府全体としての対応を考える契機になったとする見方もある⁽⁹⁷⁾。第一項及び第二項は自衛隊及び米軍の協力によるものであるが、第三項の極東有事研究は「日米両政府」が行うこととなっている。それまでの防衛の実務レベルだけの協力から、政府レベルへの承認が必要な協力へとその性質が深化する中で、当然のように政治レベルにも「同盟」意識が拡散されていくようになるのである。

さらに、ガイドラインによって、日米の防衛協力に関して国民の理解が進んだという点も政治レベルへの拡散に影響を与えたと考えられる⁽⁹⁸⁾。日米の防衛協力に対する国民の理解なくして、より関係が進んだことを印象づける「同盟」という言説を政治レベルが受容することは考えられず、その意味においてもガイドラインは重要な役割を果たしたと言える。

2 一九七九年の「同盟」言説出現と大平の対米認識

そのような中で、実務レベルにおける意識を発端として一九七九年五月の大平の「同盟」言説は生まれた。初となる「同盟」言説の出現は、外務省の画策によってもたらされた。⁽⁹⁹⁾大平が「総合安全保障」という新しい概念を提示する中、これが日米安保の希薄化をもたらすのではないかと危惧が外務省には存在していた。⁽¹⁰⁰⁾しかしながら、あくまでも日米安保を前提としつつ、総合的に安全保障問題を考えろという形で大平と外務省の共通認識が形成されていた。そのような共通認識が前提となり、「同盟」という言説に対しても大平は「わりあいすつきりと」⁽¹⁰¹⁾受け入れ、結果的に「同盟」言説の出現に寄与したのである。

では、なぜこの段階で大平は「同盟」言説をこのようにあっさりと受け入れたのであろうか。それを明らかにするには大平個人の思想が大きく関連している。大平がその政治人生の中でも、とりわけ外交分野において尽力してきたということはここで改めて言及する必要があるであろう。特に、日中国交正常化においては外務大臣として決定的な役割を果たした。

立ち戻れば、大平の対米意識は二回目となる外務大臣を務めていた一九七三年八月一日の日本経済団体連合会の講演での発言で、その輪郭を捉えることができる。この講演で大平は、「日米の関係はあらゆるイデオロギーを越えて我々が非常に大事にしなければならぬ二国間関係である」⁽¹⁰²⁾だが、決してアメリカに追随することではなく、双方について堂々と主張し合って追求していかなければならないパートナーシップではないかと考えている」と発言している。⁽¹⁰³⁾この発言から、大平は日米「同盟」への意識を首相就任以前より持っていたことが明らかにである。米国との関係が一九七〇年代を通して経済・貿易問題で複雑化する中でも、一九七六年四月のメモには「対米断交は日本の安全にマイナス」との表現がある。⁽¹⁰⁴⁾これは、米国との関係が悪化したとしても、米国との防衛協力を維持することが日本の安全に資するという大平の認識を示すものでもある。首相に就任後もこのような大平の対米姿勢

は変わらなかった。むしろ、それまでよりも強く米国を意識していたことが当時のメモや発言からは鮮明になる。

首相就任後の一九七九年二月二日、在日外国人記者クラブでのスピーチでは、「日米両国首脳の意味疎通はいかなる場合にでも必要でありますし、かつ高い広い分野で日米両国の建設的な協力関係の強化を一層計らなければならぬ」と考えている」として日米関係の緊密化に意欲を見せていた。⁽¹⁰⁾一九七九年九月三日に行われた所信表明演説でも「日米友好関係の維持、強化は、引き続き我が国外交の礎である」と言及している。⁽¹⁰⁾

これらの演説は無論官僚の手直しが入っており、大平自身の考え方を正確に表したものではないかもしれない。しかし、日本と米国の関係性をどのように変化させ、その中で日本がどのように振る舞うべきかという問題に関して、大平は以下のような考えを示している。

一九七九年四月下旬に朝日新聞社の記者からのインタビュウを受けた大平は、訪米を前にして「勝者と敗者、占領者と被占領者という関係が続いてきたが、今はイコール・パートナーに近づいた」とし、国家として日本と米国が完全なパートナーとなるのが大切であると説いている。⁽¹⁰⁾外務大臣時代からの対米意識の連続性の中で、大平は少なからず「同盟」関係を意識していることが、この発言から読み取れるであろう。

さらに、「同盟」言説が出現した一九七九年四月三〇日から五月七日の訪米に際して、大平は自身の手帳にこのように記している。⁽¹⁰⁾「経済摩擦もないがしろに出来ないが、何といたっても対米信頼が問題。アメリカに自信を持ってもらわねばならない。勇気を出してもらわなければいけない」。その後には大平はこのような言葉が続く。「それだけではない。日本も自分の都合ばかり考えてはいけない。アメリカに甘えてばかりいても困る。アメリカの力になってあげなければならぬ」「自分の力に足りないことをやればよい」。まさしく、ガイドライン策定において実務レベルが認識したことを、大平はこの時期、同様に強く認識していたのである。

そして一九七八年一月七日の首相就任以降、初となる訪米において大平は、日本と米国の関係を「同盟」関係と

表現するに至ったのである。また、大平は一九八〇年五月一日、ホワイトハウスのローズガーデンにおける自身の挨拶をこのように締めくくった。⁽¹⁸⁾

われわれは、真の友人がそうであるように、われわれの間にある特別の結びつきが壊れることを恐れる必要なく、お互いの胸にあることを明らかにしていくでしょう。われわれは、必要とされる場合に、また危機に当たって、お互いが必要とする支援を必ず差し伸べるでしょう。われわれ日本人は、最も雄弁ではないかもしれませんが、貴国にとって確固たる、そして最も信頼できる友邦の一つであり続けます。われわれは、貴国がわれわれにとって同様の友邦であることを確信しております。

この時期の日本は非対称同盟における自国の役割を前向きに検討した時代であった。それが大平の言葉で雄弁に語られているのである。ただの追従者でも、従属でも、保護でもなく、自らの責任を応分の形で果たすことを認めるという「同盟」意識を日本が持つて行動した時代が、まさしく一九七五年から一九八二年であったと言える。そしてまた、初となる「同盟」言説は実務レベルと政治レベルの認識の一致によってもたらされたのである。

3 一九八一年日米共同声明での「同盟」言説をめぐる議論

一九七九年の大平による「同盟」言説が、政治レベルと実務レベルの認識の一致に起因し、政治レベルの承認によって出現したことが以上より明らかにできた。それでは、一九八一年の鈴木・レーガン首脳会談後の日米共同声明における「同盟」言説の出現も同様の形で出現したのであるのか。

一九八一年の共同声明策定において、日本側は当初の草案では「連帯」という別の言葉で、日米の関係を表現していた。この日本案を米国に渡したところ、この「連帯」という言葉が「同盟」という言葉に変わって米国側から返って

きた。

そこで、外務省はこの米国案を受け入れ、共同声明内において「同盟」という言葉を使用するかの検討を行った。その結果、(1) 日米関係の実態はすでに同盟関係と呼べる、(2) この提案を拒否することによって米国との関係悪化が懸念される、(3) すでに大平によって一九七九年に両国の関係が「同盟」関係だとする発言があるという三つの理由により、「同盟」という言葉を使うことが実務レベルで決断されたのである。また、この点に関しては、防衛庁の国際担当参事官であった岡崎が「同盟」という言葉を入れたという防衛庁側の証言もあり、外務省・防衛庁がともに「同盟」という言説を共同声明に入れることを認める形で進んだ。この段階でも一九七九年大平による「同盟」言説の出現と同様に、それに先んじた実務レベルにおける「同盟」意識が継続的に存在していたということが指摘できらるであろう。

このような実務レベルの調整の結果、「同盟」という言葉が入った共同声明を基にニューヨークで、鈴木に対してレーガンとの首脳会談に向けたブリーフィングが行われた。この段階で鈴木からは「同盟」への特段の言及はなく、「伊東の方が関心あるから、彼へ説明を」との指示があるのみであった。この指示とブリーフィングにおける鈴木からの注文がなかったことを確認した実務レベルは、伊東正義外相にも事前ブリーフィングを行った。この場で伊東は経済関連の項目へ関心を寄せて修正を希望したが、「八項に対して直せという要望も、同盟という言葉を抜けという話もなかった」⁽¹⁰⁾。このような首相と外務大臣のお墨付きを得た共同声明は、一九八一年五月八日の鈴木・レーガン会談の一回目が終わった後にメディアに配布されることとなった。

鈴木・レーガン会談は総じて二回行われる予定であり、一回目で安全保障をテーマにした協議が行われ、二回目で経済や貿易問題について話し合う予定であった。しかし、レーガンの希望で一回目のテーマが経済へと変更され、当初予定したものと話し合うテーマの順番が逆になってしまった。その結果、全く安全保障に関してお互いが話し合い

をしていない段階で、共同声明が配布されることとなってしまった⁽¹¹⁾。そしてこれが、後々の波紋に繋がっていくのである。

このようなイレギュラーな状況下で、日本のメディアは二回目の会談で鈴木が安全保障に関して発言した内容にほとんど言及せず、共同声明における「同盟」という言説を取り上げた。鈴木はこの会談において「防衛力の整備は世論の動向、国民の意識、財政の状態、他の政策との調整、アジアの近隣諸国への影響などを考えながら、自分の国は自らの手で守ることで整備に努力する」「第二次大戦の大きな過ちを痛切に体験した日本国民にとって平和憲法の戦争放棄と軍事大国にならない、ということは民族の誓いであり、堅持すべきである」と言及していた⁽¹²⁾。それにもかかわらず「同盟」という言葉が日本のメディアにおいて一人歩きする状況に対して鈴木は不満を抱いたのである⁽¹³⁾。

そして、八日の夜にワシントン市内のホテルで記者会見を行った鈴木が「同盟に軍事的意味合いはない」と発言したことから、「同盟」をめぐる波紋がさらに広がっていくことになった。この鈴木の発言によって、政府と外務省は早急な対応を余儀なくされる。同日夜には、宮澤喜一官房長官が、「日米の同盟関係が、強い軍事的意味合いを持つものではないことは共同声明そのものからも明らかだ。少なくとも、日本が貢献し得る部分については軍事的な意味合いはない」という日本政府としての立ち位置を示した⁽¹⁴⁾。

五月一日の衆議院外務委員会にて、伊東正義外相は「民主主義、自由という価値の上に政治、経済を含めた日米の緊密な連帯、友好関係を表現」するための「同盟」表現であり、「何も軍事面を念頭においたものではない」とした⁽¹⁵⁾。また、浅尾新一郎北米局長は以下のような説明を行っている⁽¹⁶⁾。

共同声明について米側と協議した際、日米間で誤解があつてはいけないと思ひ、同盟関係の内容は、軍事的なものも含まないというのが日本側の認識だと説明した。その話し合ひは、日本側が在ワシントン大使館の政務担当

参事官、先方は國務次官補代理を含む責任者の間で行われ、先方は日本側の考え方で結構ということだった

帰国後、一二日の閣議においても鈴木首相は「同盟には軍事的意味合いはない。役割分担も従来と内容が変わったわけではない」として一貫して軍事的意味合いを含まないとの立場を貫いた。五月一三日の衆議院本会議でも鈴木は「日米関係は、民主主義、自由という両国が共有する価値の上に築かれております。同盟関係とはこのような関係を一般的に指したものであり、日米軍事協力の一歩前進といった言い方は全く当を得たものではない」と述べ、議論の沈静化を試みた。⁽¹⁷⁾

このような共同声明における「同盟」言説の出現が日本国内で波紋を呼ぶ中で生じたのは、外務省と首相の日米関係や「同盟」をめぐる認識の対立であった。鈴木は一貫して「同盟」関係に軍事的意味合いを含まないという立場を貫いた一方、外務省側はこのような見解に異を唱えた。一二日午後には首相官邸で行われた首相や衆参両院議長経験者に加え、党内三役を交えた懇談の中で、鈴木は「自身の意向が共同声明に十分盛り込まれず、首脳会談での発言と共同声明の内容にズレが生じた」と不満を漏らした。また、「首相周辺には、外務官僚のベースで共同声明作りが進み、首相のチェックが十分に行き届かなかったという言い訳もきかれる」との報道もあった。⁽¹⁸⁾

これに対し、同日夜、外務事務次官の高島益郎は「軍事的な関係、安全保障を含まない同盟はナンセンスである」と真っ向から鈴木の見識とは異なる見解を示した。⁽¹⁹⁾ 日米安保条約についても「これまで、安保条約は片務条約だという説があるようだが、片務的ではない。日本は極東の安全のために米軍に施設、区域を提供している」と語り、米軍に対する日本の貢献を指摘した。その結果、一三日午前の自民党安保調査会などの合同会議において伊東は「安保条約は軍事的条約でもあるので、同盟関係にも軍事関係を含むのが当然である」と発言し、政官に加えて閣内不一致をさらけ出す結果となった。

結局のところこの議論は一日、官房長官である宮澤喜一によって発表された統一見解によってようやく収束の氣配を見せる。この統一見解では、以下が述べられている。

- (1) 日米間には安保条約があるという意味で、元来から日米関係は軍事的側面を持っている
- (2) 安保条約は米国が日本の防衛の義務を負うという片務的なもので、それ自体を同盟条約と言えるかは「同盟」という言葉の定義の仕方による

(3) 鈴木が「軍事的意味はない」としたのは、共同声明に「同盟」という言葉を使ったからといって、日米安保条約が変わったわけではなく、従って日本が新たな危険を引き受けたり、軍事にのめり込んだのではない

以上のような見解が発表されたにもかかわらず、一五日の夜、鈴木郎を訪れた伊東は今回の騒動の責任をとって辞任する意向を伝えた。鈴木が慰留し、宮澤が日米関係に衝撃を与えろという懸念から再考を促しても、伊東の決断は揺るがず、外相を辞任することとなった。⁽¹²⁾そして、事務方のトップである高島益郎外務事務次官も辞表を提出する結果となったのである。⁽¹³⁾

一九八一年の共同声明においては、一九七九年の大平における「同盟」言説出現と同様に、実務レベルは強く「同盟」を意識していた。また、一九七九年の大平の前例を持ってして、政治レベルへ強くプッシュした。⁽¹⁴⁾しかしながら、大平とは決定的に異なり、鈴木の外交への知見の乏しさが原因となり、実務レベルの意識との共有が図られず、政治の不一致を露呈することになった。

しかしながら、鈴木が「同盟」を理解していなかったからと言って、政治レベルに「同盟」意識が拡散されていない、⁽¹⁵⁾ かつたとは言えない。伊東は、大平の指名によって、大平の死去後に首相臨時代理を務めたことからも分かるように、

その影響を強く受けており、対米協調を基本と考えていた。また、大平がすでに「同盟」と発言していたことを否定することは考えられず、さらに辞任を表明したように外務省のトップとしても官僚レベルの認識と一致していたことが窺える。

他方、官房長官ではあった宮澤も、鈴木とは異なるスタンスであったと考えられる。この騒動においても、最初の記者会見で「今日の国際経済、国際政治の局面に日米両国が共同、連携して当たらねばならない」となると、それを『同盟』と呼んでも異とするには当たらない」として戦後の同盟の多義性に絡めて、その言説を許容する立場を示しているのである。

これらの事実から指摘できるのは、鈴木は「同盟には軍事的な意味合いを含まない」とする見解は政府内の統一見解ではなく個人的な考えに基づく発言であり、むしろ「同盟には軍事的な意味合いを含む」という見解こそが日本の事務方を含めた共通見解であったということである。

(三) 「同盟」言説の出現に与えた影響

このような一連の「同盟」言説の出現は、前述の通り、ガイドライン策定過程において実務レベルに芽生えた「同盟」意識から始まった。策定過程において、省庁間の担当者レベルで限定的に共有された「同盟」意識は、ガイドライン成立を契機として実務レベルへと拡散されていくこととなった。これは一九八一年の「同盟」をめぐる騒動の中で、如実に表れている。

「日本側が米国側の意向を汲んで積極的に案文作りをした」という発言からも分かるように、外務省は一九八一年の共同声明における「同盟」という語を、共同声明作成段階から明確な意図を持って入れた⁽²⁴⁾。また、その「同盟」は伊東や事務次官である高島が主張したように、軍事的な意味合いでの「同盟」を想定していた。これは、大平の一九

七九年の「同盟」という発言によって、外務省では日本側の用語として「同盟」というものが確立したという認識が前提にあったからである。⁽¹⁵⁾

そして、見逃すべきでないのは、この段階で「同盟」という言説を共同声明に盛り込んだ理由について、外務省が「同盟に代わる他の言葉でもいいが、日米関係の緊密度は『同盟』がふさわしいほどに進んでいる」という説明をしていることである。⁽¹⁶⁾ この説明から、一九八一年の段階で外務省は日本が米国の「同盟国」であるという自覚を持っていたということは明白であろう。さらに第二章で検証したようなガイドライン以降の実質的な協力関係の深化の結果、外務省は日米関係が「同盟」にふさわしい程度に進んでいると評価しているのである。また、当時の駐米大使である大河原良雄も同盟関係という言葉を用いて共同声明に入れたことに「特別な問題意識はなかった」としており、この「同盟」意識は実務レベルの当然の認識として受け入れられつつあった。⁽¹⁷⁾

一方、「同盟」言説をめぐっては、防衛庁も外務省と立場を同じくしていたと考えられる。それを示すように、大村襄治防衛庁長官は一九七八年五月二二日の衆議院内閣委員会において、この「同盟」言説をめぐる防衛庁の立場を質問され、「日米両国が民主主義及び自由という共通の価値の上に築かれた同盟関係にあることを認めることはわが国の安全、そして極東及び世界の平和と安定のためにも非常に好ましいものであると考えております」と好意的な受け止めを表したのである。⁽¹⁸⁾

「共同声明は両首脳の発言を踏まえて書くものではない。かなり前から事務レベルで作業を進め、それを踏まえて双方が確認しあうもの」と外務省関係者は発言している。⁽¹⁹⁾ この共同声明における日本国内での事務レベルの作業において、防衛庁が「同盟」言説に反対していたのであれば、前述のような答弁がなされることはなかったであろう。この点、実務レベルも「同盟」発言に心から賛同しており、この重い前言をその後の国会においてあっさりとして翻してしまった政治に失望を隠せなかったとの証言もある。⁽²⁰⁾

他方、ガイドラインが政治レベルの関与を必然としたことで、「同盟」意識は政治レベルへと拡散されていくようになる。一九七九年の大平の発言は、「同盟」意識が政治レベルへまで拡散した結果、言説の出現が生まれたと言えるであろう。一九八一年の「同盟」言説出現においては、首相である鈴木は認識を異にしていたものの、外務大臣である伊東や官房長官であった宮澤らは正しく「同盟」意識を共有していた。

この背後に「同盟」の持つ意味が戦後において多様化していたという前提は、前述した宮澤の発言からも明らかであろう。そのような前提は、ガイドラインの策定を推進した坂田も、米国のアジアにおけるプレゼンス低下により、日本がその一部を肩代わりしようとするときに「軍事力では限界がある。したがって、経済関係で考慮する。だから日米防衛協力という場合は、そういうものも含めるといふ気持ちが実はある。そしてそれは当然のことである」と示唆していたのである。⁽¹³⁾ガイドライン策定当初から脈々と受け継がれてきた「同盟」意識がこの時期、政治レベルに拡散したことで「同盟」言説は出現するに至ったのである。

おわりに

以上から、「同盟」言説の出現に、一九七八年のガイドラインが影響を与えていたことを明らかにすることができた。また、ガイドラインの策定と実施によって日米防衛協力が量的・質的に拡大し、「同盟」の相互性という条件を満たせるほど関係が深化したこと、そして同時に実務レベルから政治レベルへと「同盟」意識が拡散していったことが「同盟」言説の出現に影響を与えたということも検証できた。

一九七九年と一九八一年の両方の「同盟」言説出現の過程は、米国からの圧力よりも、むしろ日本国内における実務レベルの後押しに起因していた。それは、まさしくガイドライン策定過程を含む「同盟」意識のボトムアップ的な

拡散の結果とも言えるであろう。国際環境が一九七〇年代前半のデタントから一九七九年のアフガン侵攻を経て新冷戦へと変化したことで、日米双方が防衛協力の面において相互依存関係であることを認識したがゆえに、「同盟」言説が出現したことは否定できない。しかしながら、新冷戦という国際環境の変化以前において、すでにガイドラインは策定されていた。そしてその策定過程において、米国と対等な「同盟」関係へ発展させる意図が日本国内には存在していたのである。このことから、必ずしも国際環境の変化のみで「同盟」言説の出現を語ることはできないということが指摘できるであろう。また、政治レベルにおいても、「同盟」国として米国を支えることが日本の利益になるという判断の結果、この時期に言説が出現した。それまでの時期の対米依存的な防衛協力とは異なり、相互性の高い防衛協力関係をもたらすことになったガイドラインの策定とその実施なくして、このような判断はされ得なかったであろう。

また、この「同盟」言説の出現は、「吉田ドクトリンからの脱却」を意味するものであったと言えよう。そして、日本の防衛を「日本独自」で行うという夢物語から、「米国との同盟」という現実的な路線へ転換させるといふ二重の意味を持つのである。渡邊昭夫は、一九六九年の韓国条項などに関する佐藤栄作内閣の立場表明は「吉田ドクトリンからの脱却の第一歩」であったと指摘する⁽¹²⁾。そうであるとすれば、この「同盟」言説の出現は、防衛への責任ある関与を目指すという意味で「吉田ドクトリンからの脱却」と言えるのではないか。この時期の日米防衛協力の結果として吉田ドクトリンが「戦略的価値を喪失した⁽¹³⁾」というよりも、むしろこの時期の日本が、吉田ドクトリンに留まらない広範な選択を積極的に模索し始めたという方が相応なように思われる。

他方、国際関係理論、とりわけコンストラクティビズムの研究では、言説や言葉の影響やその役割について分析が進められており、本研究はその系譜に属すると言えるであろう。言説の出現の裏にはそれを支える事実や強固な関係性があり、そしてその関係を支える人々の意識が存在することを本研究では確認できた。言説が現実に先立つものと

して存在するのではなく、現実の動きによって言説が影響を受けることを本研究は示唆するのである。また、「同盟」意識は実務レベルから政治レベルへと拡散し、「同盟」言説も一般化されていった。この流れは、コンストラクティビズムで議論されている規範の拡大と類似の現象のように思われる。

これまでの日米「同盟」研究においては、リアリズムやリベラリズムの視座に立った研究が主流であった。しかし、本研究によってコンストラクティビズムを援用した日米「同盟」研究における一つの展開軸を提供できたと考えている。

- (1) 「マッカーサー元帥言明」『朝日新聞』一九四九年三月三日。
- (2) 「日米友好強調に重点」『朝日新聞』一九七九年五月三日。
- (3) 外務省編「資料二 わが国が行った重要演説(八) ナショナル・プレス・クラブにおける福田総理大臣のスピーチ(一九七七年三月二日、ワシントンにおいて)」『わが外交の近況』、https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1977_2/ss2-shiryu-2htm#29、二〇一八年二月二〇日アクセス。
- (4) 外務省編「資料四 日本政府が関与した主要な共同コミュニケーション等(三) 鈴木総理大臣とレーガン」アメリカ合衆国大統領との共同声明(一九八一年五月八日、ワシントン)『わが外交の近況』一九八二年版、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1982/ss7-shiryu-403htm>、二〇一八年二月二〇日アクセス。
- (5) 一九八二年終わりから始まった中曽根政権で、日米防衛協力のさらなる拡大や深化が行われたことはこの場で改めて言及する必要はないであろう。そして、冷戦終結後においても、一九九六年の日米安保共同宣言で「同盟」が副題に入り、それを受けた一九九七年ガイドラインで周辺事態での協力を明記するなど日米の相互性はさらに高まっていった。
- (6) 田中明彦『安全保障―戦後五〇年の模索』読売新聞社、一九九七年。武田悠『経済大国』日本の対米協調―安保・経済・原子力をめぐる試行錯誤、一九七五―一九八一年』ミネルヴァ書房、二〇一五年。
- (7) リーズの定義によれば、同盟(alliance)とは①軍事紛争の際にパートナーを支援する、②軍事紛争の際に中立を維持する、③お互いの軍事紛争を避ける、もしくは④軍事紛争になりうる国際危機に際して協議または協調するという約束を含む、少

- なくとも二つの独立国家の代表によって署名されて文書化された合意であるとする。Brett A. Leeds, Jeffery M. Ritter, Sara McLaughlin Mitchell and Andrew G. Long, "Alliance Treaty Obligations and Provisions, 1815-1944," *International Interaction* 28, no. 3 (Autumn 2002): 237-260.
- (8) 吉田真吾『日米同盟の制度化―発展と深化の歴史過程』名古屋大学出版会、二〇二二年、三〇五頁。
- (9) 同右、三〇五頁。
- (10) 米国からの圧力に関しては、以下の文献を参照されたい。田中『安全保障』一九九七年。我部政明「日米同盟の原型―役割分担の模索―」『国際政治』第一三五号、二〇〇四年三月、四三―五九頁。松村孝省、武田康裕「一九七八年『日米防衛協力のための指針』の策定過程―米国の意図と影響―」『国際安全保障』第三二巻第四号、二〇〇四年三月、七九―九八頁。
- (11) 日本が感じた見捨てられる恐怖に関しては、以下の文献を参照されたい。村田晃嗣「防衛政策の展開―「ガイドライン」の策定を中心に」『日本政治学会年報政治学』第四八巻、一九九七年二月、七九―八五頁。土山實男「日米同盟の国際政治理論―『国際政治』第一一五号、一九九七年五月、一六一―一七九頁。吉田『日米同盟の制度化』二〇二二年。
- (12) 日本の国際的な役割との関連については、以下の文献を参照されたい。武田悠「日米防衛協力のための指針」策定をめぐる日米交渉―その意義と限界を中心に―『国際安全保障』第三二巻第四号、二〇〇九年三月、一一―一八頁。武田悠「経済大国」日本の対米協調」二〇一五年。
- (13) Air gram A-1091 from Robert S. Ingersoll to Department of State, "The U.S. Japan Security Relationship: Changing Japanese Attitudes," November 10, 1972, NSA, JU01669.
- (14) 一九五〇年の旧安保条約を締結する段階のことを指す。
- (15) 楠綾子「吉田茂と安全保障政策の形成―日米の構想とその相互作用、一九四三―一九五二年」ミネルヴァ書房、二〇〇九年、四六頁。
- (16) 「大賀良平氏インタビュー」一九九七年六月六日、<https://nsarchive2.gwu.edu/japan/ohga.pdf>。二〇一八年二月二〇日アクセス。
- (17) Randall L. Schweller「同盟の概念」船橋洋一編『同盟の比較研究―冷戦後秩序を求めて』日本評論社、二〇〇一年、二五〇頁。
- (18) James D. Morrow, "Alliances and Asymmetry: An Alternative to the Capability Aggregation Model of Alliance," *American*

- Journal of Political Science* 35, no. 4 (November 1991): 904-933.
- (19) 防衛省編『平成三〇年版防衛白書』第一章。 <http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2018/html/n21100000.html> 一〇一—一八一年二月二〇日アクセス。
- (20) 外岡秀俊、本田優、三浦俊章『日米同盟半世紀—安保と条約』朝日新聞出版、二〇〇一年、一七三—一七七頁。
- (21) 田中明彦『日本の外交戦略と日米同盟—「国際問題」第五九四号、二〇一〇年九月、三四頁。』
- (22) 高坂正堯『日本外交の弁証』「宰相吉田茂」都市出版、二〇〇〇年、五一—三頁。
- (23) 田中「日本の外交戦略と日米同盟」三七頁。
- (24) 「宝珠山昇氏インタビュー」一九九六年四月一九日、一四頁。 <https://nsarchive2.gwu.edu/japan/hoshuyama.pdf> 一一〇—一八一年二月二〇日アクセス。
- (25) 福田毅「日米防衛協力における三つの転機—一九ガイドラインから『日米同盟の変革』までの道程」『レファレンス』第五六巻第七号、二〇〇六年七月、一五一頁。
- (26) 武田悠『経済大国』日本の対米協調』六頁。
- (27) 板山真弓「日米防衛協力のための指針」策定以前における日米防衛協力の実態」『国際政治』第一八八号、二〇一七年三月、七八頁。
- (28) 一九五六年に第一回のクローバー (Clover)、一九五七年に第二回のフジ (Fuji)、一九五八年に第三回のメープル・リーフ (Maple Leaf)、一九六〇年には第四回目のライト・グリーン (Light Green) が行われた。
- (29) 詳細については板山「指針」策定以前における日米防衛協力の実態」八四—八五頁を参照されたい。
- (30) 「丸山昂氏インタビュー」一九九六年四月二二日、一一頁。 <https://nsarchive2.gwu.edu/japan/maruyama.pdf> 二〇一—二八一年二月二〇日アクセス。
- (31) 「山口利勝氏オーラル・ヒストリー」防衛研究所『オーラル・ヒストリー冷戦期の防衛力整備と同盟政策⑦』防衛省防衛研究所、二〇一七年、七五頁。
- (32) ガイドラインの策定過程の詳細に関しては、以下の文献を参照されたい。大嶽秀夫『日本の防衛と国内政治』三一書房、一九八三年。村田「防衛政策の展開」一九九七年。瀬端孝夫『防衛計画の大綱と日米ガイドライン—防衛政策決定過程の官僚的考察』木鐸社、一九九八年。松村・武田「一九七八年『日米防衛協力のための指針』の策定過程」二〇〇四年。武田悠

- 「日米防衛協力のための指針」策定をめぐる日米交渉」二〇〇九年。
- (33) この点、森は明確に自主防衛と自力防衛は別の概念であることを指摘している。「森繁弘氏オーラル・ヒストリー」『オーラル・ヒストリー冷戦期の防衛力整備と同盟政策②』防衛省防衛研究所、二〇一三年、一三三頁。
- (34) 「鮫島博一氏インタビュー」一九九七年六月六日、五頁、<https://nsarchive2.gwu.edu/japan/samejima.pdf>。二〇一八年一月二〇日アクセス。「藤井一夫氏インタビュー」一九九七年四月一六日、三頁、<https://nsarchive2.gwu.edu/japan/fuji.pdf>。二〇一八年二月二〇日アクセス。
- (35) CINCPAC, *Command History 1972*, http://nautilus.org/wp-content/uploads/2012/01/c_seventytwo.pdf (accessed December 20, 2018).
- (36) Memcon, Assistant Secretary of Defense, "Visit by Minister Yamanaka, Director General, Japan Defense Agency," December 3, 1974, NSA II, JA00101, p.4.
- (37) 坂田道太『小さくても大きな役割』朝雲新聞社、一九七七年、九〇頁。
- (38) 「石津節正氏オーラル・ヒストリー」『オーラル・ヒストリー冷戦期の防衛力整備と同盟政策③』防衛省防衛研究所、二〇一四年、七五頁。「夏目晴雄氏インタビュー」一九九六年六月一日、一二頁、<https://nsarchive2.gwu.edu/japan/natsume.pdf>。二〇一八年二月二〇日アクセス。
- (39) 「山口利勝氏オーラル・ヒストリー」七二頁。また、詳細な経緯に関しては、『中村龍平オーラル・ヒストリー』防衛省防衛研究所、二〇〇八年、三三〇—三三二頁を参照されたい。
- (40) 「夏目晴雄氏インタビュー」一二頁。
- (41) 上田がハワイの米太平洋洋軍司令部に立ち寄ったところ、そこでの米太平洋洋軍司令部からのブリーフィングにおいて太平洋上に線が引いてあり、その線によって米側・日本側の担当海域があるとの説明を受けたことから、この質問に繋がった。「江間清二氏オーラル・ヒストリー」『オーラル・ヒストリー冷戦期の防衛力整備と同盟政策⑦』防衛省防衛研究所、二〇一七年、三四頁。
- (42) 「鮫島博一氏インタビュー」四頁。
- (43) この内幕については以下を参照されたい。「児玉良雄氏オーラル・ヒストリー」『オーラル・ヒストリー冷戦期の防衛力整備と同盟政策②』防衛省防衛研究所、二〇一三年、三六一—三六二頁。

- (44) 「宝珠山昇氏インタビュ」一三頁。
- (45) 「夏目晴雄氏インタビュ」一三頁。
- (46) ただし、日米防衛協力を不要と考えていた訳ではないかと中村は指摘する。『中村悌次オーラル・ヒストリー 下巻』防衛省防衛研究所、二〇〇六年、一九三頁。
- (47) 「丸山昂氏インタビュ」一三頁。
- (48) 「山口利勝氏オーラル・ヒストリー」七二―七三頁。「江間清二氏オーラル・ヒストリー」三二頁。
- (49) 「夏目晴雄氏インタビュ」一四頁。「丸山昂氏インタビュ」一五頁。
- (50) Cable from James D. Hodgson to Department of State, "November 8th SCG Meeting, November 15, 1976," Japan and United States, JU02007, p.4.
- (51) 徳地秀士「日米防衛協力のための指針」からみた同盟関係―『指針』の役割の変化を中心として（同盟関係の現在）『国際安全保障』第四四巻第一号、二〇一六年六月、一三頁。
- (52) 外岡他『日米同盟半世紀』三四四頁。
- (53) 「山口利勝氏オーラル・ヒストリー」七六頁。
- (54) 徳地「日米防衛協力のための指針」からみた同盟関係」二五頁。
- (55) 同右、一五頁。
- (56) 「宝珠山昇氏インタビュ」一五頁。
- (57) 田中「日本の外交戦略と日米同盟」三四頁。
- (58) 「丸山昂氏インタビュ」二五頁。
- (59) 「山口利勝氏オーラル・ヒストリー」一一三頁。
- (60) 「大森敬治氏インタビュ」一九九六年二月二〇日、<https://nsarchive2.gwu.edu/japan/ohmuri.pdf> 二〇一八年二月二〇日アクセス。
- (61) 「藤井一夫氏インタビュ」一九頁。
- (62) 「大賀良平氏インタビュ」。
- (63) リムバックへの参加に関しては、以下を参照されたい。『佐久間一オーラル・ヒストリー』防衛省防衛研究所、二〇〇七年。

- (64) 「鮫島博一氏インタビュー」八頁。「藤井一夫氏インタビュー」一九頁。「大森敬治氏インタビュー」。
- (65) 同右。
- (66) 我部「日米同盟の原型」四三―五九頁。
- (67) 「大賀良平氏インタビュー」。
- (68) 「左近允尚敏氏インタビュー」一九九六年四月一〇日、七頁、<https://nsarchive2.gwu.edu/japan/sakonjo.pdf> 二〇一八年二月二〇日アクセス。
- (69) 「藤井一夫氏インタビュー」二二頁。
- (70) 「夏目晴雄氏インタビュー」一六頁。
- (71) 「日米安保第二部 共同作戦研究」『朝日新聞』一九九六年九月二日。現在のところ、この時期に報道通り計画が完成したのかという点は資料の制約があり明らかになってはいない。しかし、一九八二年八月に防衛課長に就任した藤井一夫は、「就任の段階ですでに第一研究は完成しており、第二研究に着手する段階であった」と証言している。「藤井一夫氏インタビュー」。
- (72) 結果的に、統合幕僚会議議長と在日米軍司令官の間で署名され、「調整された共同緊急事態計画」として完成したのは一九八四年二月である。
- (73) 村田「防衛政策の展開」九五頁。
- (74) 「左近允尚敏氏インタビュー」九頁。
- (75) 「浅尾新一郎氏インタビュー」一九九六年三月一〇日、三頁、<https://nsarchive2.gwu.edu/japan/asaop.pdf> 二〇一八年二月二〇日アクセス。
- (76) 「浅尾新一郎氏インタビュー」一頁。「藤井一夫氏インタビュー」二二頁。「宝珠山昇氏インタビュー」一五頁。「大賀良平氏インタビュー」。
- (77) 「森繁弘氏オーラル・ヒストリー」一四〇頁。
- (78) 「左近允尚敏氏インタビュー」三頁。
- (79) 「鮫島博一氏インタビュー」三頁。
- (80) 「山口利勝氏オーラル・ヒストリー」一一三頁。

- (81) 『中村悌次オーラル・ヒストリー 下巻』一九〇頁。
- (82) 「山口利勝氏オーラル・ヒストリー」一一二頁。
- (83) 「藤井一夫氏インタビュ」一六頁。「宝珠山昇氏インタビュ」一六頁。
- (84) 「丸山昂氏インタビュ」一六頁。
- (85) 同右、一一頁。
- (86) 「左近允尚敏氏インタビュ」三頁。
- (87) この章における実務レベルとは、防衛実務を担う制服組のみならず、内局や外務省など官僚レベルを含めた広義な実務レベルを指す。
- (88) 「山口利勝氏オーラル・ヒストリー」七六―七七頁。
- (89) 同右、一〇二頁。
- (90) 同右、七七頁。
- (91) 同右、八一頁。
- (92) 「大賀良平氏インタビュ」。「森繁弘氏オーラル・ヒストリー」一三七頁。
- (93) 「江間清二氏オーラル・ヒストリー」四三頁。
- (94) 「山口利勝氏オーラル・ヒストリー」七四頁。
- (95) 「浅尾新一郎氏インタビュ」四頁。
- (96) 「左近允尚敏氏インタビュ」一〇頁。「大森敬治氏インタビュ」。
- (97) 徳地「日米防衛協力のための指針」からみた同盟関係」一四頁。
- (98) 「左近允尚敏氏インタビュ」七頁。
- (99) 『粟山尚一オーラル・ヒストリー―転換期の日米関係』政策研究大学院大学、二〇〇五年、一九頁。
- (100) 同右、一六頁。
- (101) 同右、一九頁。
- (102) 大平正芳『大平正芳全著作集七』講談社、二〇一二年、三三九頁。
- (103) 同右、一一九頁。

- (104) 外務省編「資料二(二) ナショナル・プレス・クラブにおける大平総理大臣のスピーチ（一九七九年五月三日、ワシントン）」『わが外交の近況』 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/1980/ss5-shiryou-10202.htm>、二〇一八年二月二〇日アクセス。
- (105) 大平正芳『大平正芳全著作集五』講談社、二〇一一年、四四―四五頁。
- (106) 国正武重『伊東正義―総理のイスを蹴飛ばした男』岩波書店、二〇一四年、七〇頁。
- (107) 大平『大平正芳全著作集七』二四九頁。
- (108) 大平『大平正芳全著作集五』二七三頁。
- (109) 「大賀良平氏インタビュー」。
- (110) 「浅尾新一郎氏インタビュー」八頁。
- (111) 同右、七八頁。
- (112) 国正『伊東正義』六三頁。
- (113) ただ、その三日前に朝日新聞がスクープで「同盟」という言葉が今度の共同声明に入ることを伝えている。「日米関係『同盟』と表現 共同声明へ盛り込み固まる」『朝日新聞』一九八一年五月三日。
- (114) 「日米共同声明 初めて『同盟』明記」『朝日新聞』一九八一年五月九日。
- (115) 「力の対決に反発」『朝日新聞』一九八一年五月二日。
- (116) 「第九四回国会 衆議院外務委員会議録 第一三三号」一九八一年五月一日、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/094/0110/09405110110013.pdf>、二〇一八年二月二〇日アクセス。
- (117) 「官報 第九一回国会 参議院会議録 第一七号」一九八一年五月一日、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangin/094/0010/09405130010017.pdf>、二〇一八年二月二〇日アクセス。
- (118) 「日米首脳会談を振り返って」『朝日新聞』一九八一年五月一日。
- (119) 「『同盟』軍事含む 外務省首脳本音表明」『朝日新聞』一九八一年五月二三日。国正『伊東正義』七四―七五頁。
- (120) 国正『伊東正義』五六―五七頁。
- (121) ただし、高島は伊東の後任となった園田直外相からの慰留を受け、辞任の意向を撤回している。
- (122) 「浅尾新一郎氏インタビュー」七頁。

- (123) 自民党宏池会の事務局長である木村貢は、この大平の後継指名の場に居合わせており、そのような指名の事実を証言している。国正『伊東正義』二七一―二八頁。
- (124) 「日米『同盟』柔軟な外交制約か」『朝日新聞』一九八一年五月一〇日。
- (125) 『栗山尚一オーラル・ヒストリー』一九頁。
- (126) 「日米共同声明 首相『不満』発言」『朝日新聞』一九八一年五月一三日。
- (127) 大河原良雄「オーラル・ヒストリー 日米外交」『ジャパンタイムズ』二〇〇六年、三三五頁。
- (128) 「第九四回国会 衆議院内閣委員会議録 第一二二号」一九八一年五月一二日、<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/094/0020/09405120020012.pdf>。二〇一八年二月二〇日アクセス。
- (129) 「日米『同盟』柔軟な外交制約か」『朝日新聞』一九八一年五月一〇日。
- (130) 『鈴木昭雄オーラル・ヒストリー』防衛省防衛研究所、二〇一一年、二四二―二四三頁。
- (131) 「坂田道太氏インタビュー」一九九六年二月二三日、九頁、<https://nsarchive2.gwu.edu/japan/sakata.pdf>。二〇一八年二月二〇日アクセス。
- (132) 渡邊昭夫「日米同盟の五〇年の軌跡と二一世紀への展望」『国際問題』第四九〇号、二〇〇一年一月、三五頁。
- (133) 武田悠『経済大国』日本の対米協調』二二三頁。

富田 佳那 (とみだ かな)

所 属 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程二年
専攻領域 国際関係論、国際政治学